

# 広報 いわくら



4.1

2012.No.985





市の花／つつじ

## 特集

# 平成24年度施政方針 3

▲3月5日(月)、五条川小学校の児童から社会福祉協議会に車いす「五じよまる」が寄付されました。



い〜わくん

岩倉市は

交通安全都市宣言(昭和37年1月27日)  
 環境保全都市宣言(昭和46年11月15日)  
 核兵器廃絶平和都市宣言(平成7年12月20日)  
 安全・安心なまち宣言(平成16年12月6日)

のまちです。

## 市政の窓

10

- ・平成24年度後期高齢者医療制度の保険料のお知らせを郵送します・・・10
- ・神明ふれあい広場が完成しました・・・10
- ・一時保育事業のご案内・・・10
- ・「東日本大震災義援金」の受付期間を延長します・・・10
- ・第3子以降の学校給食費の無償化制度についてお知らせします・・・11
- ・平成24年度からの第1号被保険者の介護保険料を見直しました・・・11
- ・非自発的失業者の人は国民健康保険税が軽減されます・・・12
- ・国民健康保険税の減免制度をお知らせします・・・12
- ・国民健康保険一部負担金の減免および徴収猶予についてお知らせします・・・13
- ・国民健康保険税の納付書を送付します・・・13
- ・金属・小型家電の回収を始めます・・・13
- ・住宅用太陽光発電システムの設置費に補助します・・・13
- ・第5期岩倉市高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を策定しました・・・14
- ・愛知県後期高齢者医療制度の協定保養所利用助成事業・・・15
- ・平成24年は固定資産税・都市計画税の評価替えの年です・・・16
- ・個人住民税の特別徴収についてお知らせします・・・17
- ・4月1日から下水道が使用できる区域が広がります・・・18
- ・岩倉市の障害者福祉・・・20
- ・岩倉市の高齢者福祉・・・24
- ・岩倉市の福祉医療助成制度・・・25
- ・平成24年度第1回「岩倉軽トラ市」を開催します!・・・26

- ・五条川桜並木の消毒情報をメールで配信します・・・26
- ・樹木・樹林に報奨金を交付します・・・26
- ・春の緑化強調期間「緑の募金」にご協力を・・・27
- ・いわくら少年少女合唱団第19期生を募集します・・・27
- ・4月からの国民年金保険料・年金給付額をお知らせします・・・27
- ・中学生の皆さんへモンゴルの大自然の雄大さを肌で感じてみませんか・・・28
- ・PR大使い〜わくん・・・28

## 健康講座

29

ドライマウスのお話

Departamento de Informações

## ポルトガル語情報コーナー 41

## 狂犬病予防注射を受けましょう 42

## フォトニュース 43

クリーンアップ五条川2012、第40回民族音楽レクチャーコンサート、第22回岩倉ダンス&体操発表会

### 表紙の写真

3月4日(日)第1回いわくら市民健康マラソンが行われ、1,456人が参加しました。

## 暮らしのガイド 30

- 催し・・・30
- 募集・・・31
- 健康・・・35
- 相談・その他・・・36

## 小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川。多くの文化遺産。私たちは、この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し、調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます。

- 広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)
- 育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)
- 高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)
- 守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)
- つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)



特集

平成24年度

# 施政方針

(要旨)

## はじめに

平成24年第1回岩倉市議会定例会の開会にあたりまして、平成24年度の私の市政運営に対する基本方針を申し上げ、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成23年度は、市制40周年の節目の年にあたり、NHK公開放送や記念誌の発行などを行ったほか、市民活動団体が市制40周年を記念して行う事業に助成をさせていただきました。この事業には、予想を上回る応募があり、改めて岩倉市における市民活動の活発さに敬意を表するとともに、引き続き、新たな市民との協働の仕組みを考えてまいりたいと思います。

また、マスコットキャラクターのデザインと愛称を一般公募して、市制記念日にお披露目することができました。今後はこのマスコットキャラクターの「いっわくん」に岩倉市PR大使として、市内外で精力的に活動してもらい、岩倉市のイメージアップにつなげてまいります。

さて、日本経済は、東日本大震災による深刻な打撃を受けたものの、官民の総力を結集した復旧・復興努力により、緩やかに景気が持ち直してきているところです。他方、欧州の債務危機、急速な円高の進行、原子力発電所事故の影響による電力供給の制約など、さまざまな懸念が存在することも事実であり、その動向を注視していく必要があります。

政府は、平成24年度の経済情勢を「本格的な復興施策の集中的な推進によって着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導する。」とし、「欧州債務危機も各国政府等の協調した政策努力により持ち直しに転じていくと期待されており、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。」としています。一方、財政事情は「公債依存度が52・5割にも及び、国・地方合わせた長期債務残高が23年度末においてGDP比191割となる見込みであり、主要先進国中最悪の水準であるなど、極めて深刻な状況にある。」として、基礎的財政収支について、遅くとも32年までに黒字化すると目標達成に向けて、社会保障と税の一体改革などを通じて、財政健全化に一刻も早く取り組むとしています。

その結果、24年度における政府の一般会計予算案は、前年度当初比2・2割減の90兆3千339億円、このうち基礎的財政収支対象経費は3・5割減の68兆3千897億円となりました。

予算編成方針は、日本再生に向けて、東日本大震災からの復興などいくつかの重点分野を中心に全力で取り組むとし、併せて、地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行うとしています。一方で、地方財政への対応にあたっては、通常収支分と東日本大震災分を区分して、その中で、地方交付税の確保と財源不足に対する補填措置を講ずるとしています。

## 施策について

このような状況を踏まえ、本市の平成24年度の予算編成にあたりましては、引き続き「第4次岩倉市総合計画」と23年度中に策定する「岩倉市行政経営プラン」を十分配慮したうえで、所信表明で掲げました

- 1・住んでよかったー活力あふれるまちをめざして
- 2・将来に備えたー行財政改革の推進
- 3・市民の期待に応えるー市役所づくり

この3つの柱を基本方針にさせていただきますました。この柱に沿って順次ご説明申し上げます。

「住んでよかったー活力あふれるまちをめざして」

### 1 安心安全のまちづくり

昨年の3月11日に発災した東日本

大震災では、死者・行方不明者を合わせて1万9千135人と阪神・淡路大震災時の6千437人を大きく上回り、多くの尊い命が失われました。また、福島第一原子力発電所の事故が同時に起きたことにより、放射能汚染の問題が広く全国に影響するなど、正に未曾有の国難となっていました。この災害により、未だに多数の方々が全国各地に避難し、困難な生活を余儀なくされており、一刻も早い復旧・復興が国民全ての願いであります。本市においても、震災直後の緊急消防援助隊、応急給水応援活動への派遣やその後の復興支援のための職員派遣を行ってきましたが、引き続き、被災地支援に努力してまいります。

また、東海・東南海・南海地震の発生が危惧されて数十年が経過して、国民の危機意識が薄れてきた中で起きた今回の震災は、多くの教訓や問題点を示唆してくれました。明日にも起こる可能性のある大災害に対して、いまでできること、やらなければならないことを精査して取り組んでまいります。

#### 【震災対策】

緊急地震速報などにより災害の発生が予想されたり、発生したときに市民の皆様が正しい情報を正確に伝えるため、市内に同報系防災無線を設置するための電波伝搬調査を行います。また、避難場所の夜間照明を確保するため、防災拠点である各小学校にバールン型投光機を配備し、平常時には地区の事業などでも利用できるようにしていきます。その他、公共施設の耐震化も引き続き行うとともに、災害用資機材等の整備にも努めてまいります。

地震を想定した総合防災訓練は、市民の皆様と協働で毎年実施しておりますが、平成24年度には、局地的大雨を想定した風水害における図上訓練を実施し、職員の対応能力向上を図ります。



▲平成23年度策定された第4次岩倉市総合計画

#### 【浸水対策】

昨年は、尾張東部地域の集中豪雨により、庄内川が氾濫して100万人に避難勧告が出されました。また、一昨年の岐阜県可児市での豪雨災害など、近年の集中豪雨は、想定を超える雨量に達していると思います。災害をもたらしています。このため、以前からご不便をおかけしておりました泉町地区の浸水対策として、鈴井門前用排水路を改修して排水機能の改善を図ります。

23年度に設置をしました防災ベンチは、地域の皆様から効果があったとの評価をいただきましたので、引き続き、上流部で設置してまいります。また、家屋への浸水被害を防ぐ対策として、ブロック積み工事なども対象とするよう住宅嵩上げ補助を拡大します。

#### 【防犯対策】

防犯対策につきましては、地域安全パトロール隊など市民の皆様のご協力により、23年の犯罪発生件数は840件と、前年比139件(14.2%)減少しましたが、一方で、振り込め詐欺被害が市内で発生したことに心を痛めております。このような被害が



二度と起きないように、関係機関とより連携を密にし、犯罪のない地域づくりに全力を注いでまいります。

## 【消防・救急】

消防救急無線のデジタル化の移行期限が28年5月末までとなっております。その設置費用の節減と運用経費等の効率化を図ることから、23年11月16日付けで「小牧市ほか3市2一部事務組合の消防指令センターの設置に関する協定」を締結しました。この協定に基づき、28年度の供用開始に向けて支障のないように進めてまいります。また、新たに、各小学校の6年生をクラブ員とする少年消防クラブを組織し、消防学校の一日入校体験や意識向上の活動に取り組んで、市民防火活動の一翼を担ってまいります。

## 【交通安全対策】

23年の全国の交通事故による死者数は4千611人で、11年連続の減少となりましたが、愛知県ではとうとう5人と全国ワーストになってしまい、岩倉市においても3人の方が亡くなるという極めて残念な結果になりました。今一度、気を引き締め、市民の皆様をはじめ、江南警察署、関係団体と連携、協力のもと、交通安全啓発活

動を推進するとともに、交通安全の環境整備に努め、交通事故防止に取り組んでまいります。

## 2 住環境の整備

### 【住生活環境整備】

市民の住生活環境の向上を図り、地域経済の活性化と雇用の安定に寄与することを目的に、住宅リフォーム工事を行う場合の経費の一部を補助してまいります。

### 【道路基盤整備】

北島藤島線の名鉄犬山線跨線橋を含む市道整備について、平成24年度から28年度までの5カ年事業として実施します。24年度は、橋梁下部工事に併せて、埋蔵文化財発掘調査と日照障害影響調査を行います。また、幹線道路である桜通線とこれに交差する江南岩倉線の早期整備を図るため、岩倉駅東まちづくり構想を策定するとともに、江南岩倉線については、愛知県事業として早期事業着手していただくよう要望してまいります。

### 【都市公園】

下り松公園が設置から20数年が

経過し、トイレ、遊具等の老朽化が見られるため、建て替えを行うとともに、人にやさしい公園に改修いたします。



▲下り松公園

### 【環境問題】

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画の策定を23年度に続き取り組むほか、岩倉の貴重な自然、五条川の自然環境の保全と市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進するため、五条川自然再生整備等基本計画の見直しに着手いたします。

### 【地球温暖化対策】

憩いの広場の水銀灯をLED電球に交換することでCO2削減に努めるとともに、14年に購入した電気自動車を買替えます。

### 【小牧岩倉衛生組合】

新ごみ焼却施設建設工事は、27年度の供用開始に向けて着工しま

したが、東日本大震災の影響で国の交付金が減額される見込みのため、計画どおり交付されるよう関係機関へ強く要望するとともに、起債の増額に備え、引き続き、財政調整基金への積み立てを行ってまいります。

## 3 少子高齢化社会の対応

### など時代変化への対応

### 【子ども医療】

平成23年度に通院医療費を小学校6年生までとさせていただきましたが、これを中学校卒業までに拡大し、子育て世代を応援してまいります。

### 【医療・健康】

75歳以上の方を対象に脳ドック、脳検査補助を実施します。健康寿命を延ばすという観点からも検診等の奨励など、健康への関心を高める努力を致します。また、市独自の健康診査の対象年齢を5歳引き下げて、25歳からに拡大して実施します。子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児・高齢者の肺炎球菌ワクチンは、引き続き、接種費用の助成を行ってまいります。

また、障害者医療では、精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方の一般医療分と、手帳が交付されていない方の精神医療分の助成を、2分の1から全額に拡大します。

市民の皆様は、医療、健康を支える国民健康保険事業は、今日の社会情勢を反映し、保険料収入の減少と医療費の増加により、非常に厳しい財政状況が続いております。安定した財政運営を図るため、一般会計からの繰出金を増額し、引き続き、保険料の収納率の向上に努力をする中で、法定限度額との乖離<sup>かいり</sup>が大きくなった賦課限度額を見直しさせていたいただくとともに、保険料の減額金額を引き上げることにより低所得者層の負担軽減を図っていきます。

## 【保育】

女性の社会進出や核家族化の進行、景気の低迷、離婚率の増加など様々な状況が複雑に絡み合い、就学前児童を取り巻く環境に大きな影響を与えており、特に3歳未満児における待機児童の解消が課題となっております。そのため、23年度に施設整備

補助をしました民間の認可保育所がこの4月に「子どもの庭保育園」として開園することになり、南部保育園で実施してきた一時保育事業も含め運営委託をすることにより、待機児童の解消と効率的な運営に努めていきます。また、子育て支援センター利用者の利便性の向上を図るため、土曜日の午前中も開設し、エレベーターを設置いたします。

## 【高齢者福祉】

高齢者福祉では、市制記念日にお祝いをさせていただいております。ダイヤモンド婚につきまして、結婚祝賀会と同時開催とさせていただきます。また、敬老会事業は、対象者の増加に対応するため、午前と午後の2部制での開催といたします。

さくらの家での新たな講座として、健康麻将教室を「賭けない・飲まない・吸わない」の「3ない」をスローガンに実施します。この健康麻将是、素人でもわかりやすいことから、高齢者の外出と参加を誘引し、さらに頭を使うことで認知症予防にもなり、介護費用の抑制にもつながるものと期待をしております。

## 【障害者福祉】

障害者福祉では、25年度を初年度とする障害者計画を策定します。心身障害者福祉タクシーの利用助成は、身体障害者手帳の体幹3級の方も対象として拡大していきます。

## 4 うるおいのあるまちづくり

## 【市民活動支援】

まちづくりは、人づくりであるとともに、人が集う市民活動団体やNPOの育成も重要であると考えております。このため、地域が抱える諸課題の解決を図り、公益的な市民活動の自立的発展を促進するため、市民活動団体助成金制度を創設します。

また、愛知県のふるさと雇用再生特別基金事業費補助金を活用して実施してきました「人の駅」の場所を、市民活動団体が活動のPRや発表の拠点とするともに、市民が気軽に立ち寄れる居場所として「まちかどチャレンジステーション」として利用していきます。

## 【学校教育】

中学校に重点教科指導のための臨時講師を配置し、学力向上に努めます。小学校では、学級運営補助のための臨時講師や特別支援教育支援員を増員するとともに、外国人対応として、小中学校に外国人児童・生徒向け臨時講師を配置し、子どもの教育環境整備に努めてまいります。給食センターにつきましては、将来の建て替えに備えて、引き続き、基金を積み立ててまいります。

## 【図書館】

利用者の利便性の向上を図るため、夏休み期間中に限り、月曜日を閉館してまいります。

## 【スポーツ】

総合体育文化センターの駐車場について、地元地権者のご理解が得られ、現在の第2駐車場と第3駐車場の間に駐車場を整備します。これにより、まして、24台分増設することができ、全体の駐車台数は262台となります。

市営プールは、施設の老朽化と利用者の減少から、廃止を含めて検討することとしており、平成24年度中に結論を出してまいります。

## 5 地元産業の発展

地元産業の活性化は、市民の暮らしを支え、まちや企業、商店街の活力を創出するためにも大変重要な課題です。そのためには、まずは岩倉市の魅力、知名度をアップする取り組みが必要となってきます。このため、愛知県の震災等緊急雇用対応事業補助金を活用して、岩倉市PR大使に委嘱した「い〜わくん」のキャラバン隊を編成し、小中学校や保育園などの訪問やソーシャルメディア（※1）を活用した情報発信を行い、市民だけでなく全国的にPRすることにより、岩倉市の知名度向上を図ります。また、日本のさくら名所100選に選ばれている五条川の桜並木などの観光資源をPRする看板を、電車や道路から見える場所に設置します。



▲岩倉市PR大使い〜わくん

### 「将来に備えた」行財政改革の推進

#### 1 民間の経営ノウハウ・能力や手法の活用

平成21年度まで取り組んでまいりました第2次岩倉市行政改革大綱では、9年間の累計で27億1千539万円の経費削減ができました。この計画では、職員数を94人（20・2割）と大幅に削減し、指定管理者制度の導入や業務の民間委託を行うなど、行政コストの徹底したスリム化を行ってまいりました。この計画に、新たに経営的な視点を含めた取り組みとして策定する「岩倉市行政経営プラン」と、改革の具体的な取組内容を明らかにした「行政経営プラン行動計画」に基づき、今後は、目標達成度を客観的に評価できる数値目標やスケジュールを設定し、適切な進捗管理を行うとともに、目標年度である27年に向けて取り組んでまいります。

塵芥収集コース委託は、15年度から収集業務を民間委託してきており、

新たに1コースを委託することにより4コースになります。

#### 2 歳入の確保と歳出の見直し

歳入を確保するため、平成23年度に設立されました広域滞納整理機構に職員を派遣してまいりましたが、市税の収納と派遣した職員の徴収実務の向上に成果が上がっており、すので、引き続き、職員の派遣を行って、収納率の向上と滞納額の縮減に努めていきます。

また、道路占用料と同様に、水路等を使用する方から使用料を徴するため、「（仮称）岩倉市公共利用物の管理に関する条例」を制定し、歳入の確保に努めていきます。

歳出では、これまでパソコンでの文書作成などは、市販の有償ソフトウェアを利用してきましたが、25年度に更新を予定している行政情報システムでは、一部のものを除きオープンソース（※2）で開発され無料で利用できるオフィスソフトウェア（※3）の導入を検討して経費の削減を図ります。

なお、経常経費は、昨年に引き続き、市全体で2割削減しました。

#### 3 自治基本条例の制定

平成23年の年末に発表された漢字は「絆」となりました。震災や台風被害で家族の大切さを感じ、支援の輪も広がったことなどが理由に挙げられています。行政と市民の絆を深める意味においても、自治基本条例の制定が必要となっています。23年度には、「岩倉市市民協働ルールブック」を市民活動団体の代表者と職員による協働のまちづくり研究会を立ち上げて取り組んでまいりました。この取り組みを更に発展させ、検討経過を市のホームページや広報を通じて市民の皆さんに発信し、より多くの意見を募って、市民と行政の総意による自治基本条例を制定し、より確かな市民協働を推進してまいります。



▲「絆」をテーマにした平成24年岩倉市まちづくりカレンダー



## 「市民の期待に応える」市役所づくり

### 1 やる気のある職員をより増やす

「机上だけでは、本当のことが掴めないことが多い。現場でこそ見えるものもある。地域に飛び出し、一緒に汗をかき、悩みながら解決を探る。そのような住民と共に歩む経験が、まちづくりや市民との協働に、想いのこもった仕事にも反映される。行動し、実践をする職員を応援します。」

これは、「地域に飛び出す公務員を応援する首長連合」に参加することとした、私のメッセージです。

公務員に必要な能力として、決められた事を確実に実行していくことが求められますが、一方で、市民目線の柔軟な思考も必要になっています。地域に飛び出し市民と一緒に行動することが、これからの協働の地域づくりの礎になると思います。そういった職員を応援することで、やる気のある職員が増えてくることを期待しております。

### 2 人材活用・IT活用と先進事例の研究でステップアップ

団塊世代と言われる職員の退職が進み、次の時代を担うリーダーとなる職員を養成する必要があるため、財団法人地域活性化センターが行う「全国地域リーダー養成塾」に職員を派遣していきます。

ITの活用では、本庁1階の窓口用発券機を、届出、医療などの複数窓口に対応したカードをそれぞれ発行し、待ち人数も利用者が確認できるシステムに変更してまいります。なお、この改修に併せて、個人情報保護の観点から、窓口の仕切りパネルの設置と各窓口をユニバーサルデザイン(※4)を考慮したカラー表示にするなど、人にやさしい市役所実現に努めてまいります。

岩倉市は、交通アクセスに優れた利便性の高いまちです。この立地条件を活かし、市内に事業所を新設する企業に対して、奨励措置を講ずることで、企業誘致の促進、市民の雇用

機会の創出・拡大を図ることができま。そのため、企業誘致促進条例を先進的に導入している自治体の現状や問題点などを調査・研究し、岩倉市に合った制度の検討を行ってまいります。

公共交通のあり方について、平成24年度においては、原点に立ち返り、急速な時代変化の中で市民のニーズがどこにあるかということを見極めるため、公共交通等の利用の実態調査を行い、改めて、本市の総合的な交通対策を検討し、コンパクトシティの魅力向上に繋げていきたいと考えます。

## 岩倉市予算の概要

平成24年度一般会計予算案の総額は129億円で、前年度当初比0.9割の増となっています。この主な理由は、子ども手当の見直しによる大幅な減額があったものの、子ども医療費助成・障害者自立支援給付費や、水門等遠隔操作装置改修工事・北島藤島線街路改良事業工事費などで増額となりました。

歳入では、評価替えの年度にあたり、固定資産税、都市計画税で若干の減収となっておりますが、年少扶養控除の廃止による個人市民税の増収と法人市民税が前年度を上回る見込みであることから、市税全体では62億1千800万円で1.5割増を見込みました。

地方交付税につきましては、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、国全体では増額となることが公表されており、23年度実績等を考慮し、14億8千万円で9.6割増を見込みました。

臨時財政対策債は、国全体では0.4割の減額が示されていますが、配分方法の見直しによる影響もあり、23年度と同額の7億5千万円としました。

市債は、北島藤島線の街路改良事業6千320万円で、臨時財政対策債とあわせて8億1千320万円、4.5割増としました。引き続き、歳入・歳出のバランスを考慮し、借入総額の縮減に努めてまいります。

地方譲与税につきましては、1億2千800万円で8.8割減、税収の増



が見込まれる地方消費税交付金は4億2千800万円で7.0割増としました。また、預貯金利子の減少により利子割交付金は2千300万円で30.3割減を見込んでおります。

地方特例交付金は、子ども手当の財源としての交付金と自動車取得税の減額にともなう減収のための交付金が、年少扶養控除の廃止にともなう増収分に振り替えられるため、3千万円で40.0割減を見込みました。

## 結び

私は、3年前に「新しい感覚で変わろう岩倉」をスローガンに掲げ、政治姿勢として「本当に市民のためになることを真剣に考える」「フェアプレーを大切にする」ことを訴えて、市民の皆様への信託を頂き、市民本位の姿勢を貫いてまいりました。

そして、この3年間で市民の皆様にお約束した施策の実現に努力してまいりました。その主なものとして、子育て支援対策では、無料妊婦健康診査の拡大、子育て支援センターの市民

プラザへの移設、子ども医療費助成の拡大などを行ってきました。

また、医療・健康の分野では、脳ドックの拡大、がん検診の一部無料化、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成、精神障害者医療費助成の拡大をさせていただきました。その他では、雨水貯留施設の整備や五条川水位カメラの設置、市民活動支援センターの開設、また、生涯学習センターなどの公共施設の管理運営は、指定管理者や民間委託を積極的に行い、一定の成果をあげることができたと考えております。

私の退職金問題につきましては「公約に掲げ、当選後3年、めど立たず」と1月に新聞報道がされました。私は、同じ立場をとる知立市長とともに、愛知県市町村職員退職手当組合の全員協議会において「退職金の額は自治体が決められる制度に変更してほしい。」と要望してまいりましたが、現在もなお、継続審議となっております。私の任期もあと1年となりますので、ご理解いただけるように、更に、誠心誠意努力してまいります。また、公立保育園の民営化について

は、平成24年度から民間の認可保育所への民間委託を行うことができました。今後は、国の制度移行の動向を注視し、子どもの庭保育園の運営状況や利用者の声をお聞きしながら、引き続き、研究してまいります。

3・11から早一年が経過しようとしております。現政権は「危機をチャンスに変える」という考え方で日本を再生していくとしております。私は、厳しいときこそチャンスと考え、思い切った発想の転換を図り、市民が希望を持てる市政運営を推進していくとともに、「住んでよかった」「住みたくなる」魅力ある岩倉を目指してまいりました。今後とも、この考え方に全力を傾注してまいりますので、市民の皆様をはじめ、議員各位のより一層のご指導とご協力を心からお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

## 用語説明

### ※1 ソーシャルメディア

インターネット上で提供されている情報サービスのあり方で、個人若しくは団体間のコミュニケーション・結びつきを、サービスの価値として提供するメディア。

### ※2 オープンソース

ソフトウェアのソースコードが一般に公開されており、誰でも改良や再配布を行えるようにすること。また、そのようなソフトウェア。

### ※3 オフィスソフトウェア

ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなど、ビジネスで利用されるソフトウェアを1つにまとめたパッケージ製品。

### ※4 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する考え方。

# 市政の窓

## 平成24年度後期高齢者医療制度の保険料のお知らせを郵送します

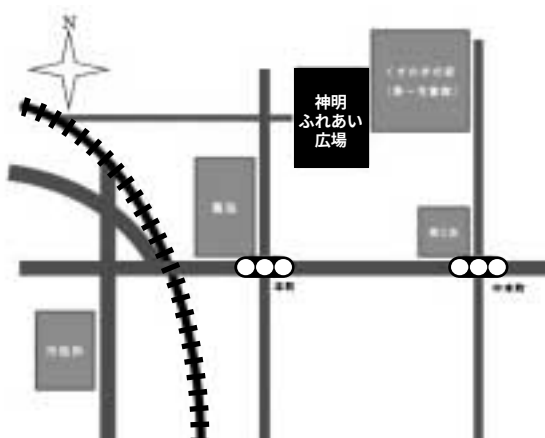
後期高齢者医療被保険者の方で普通徴収（納付書または口座振替による納付）の人に「後期高齢者医療暫定保険料決定通知書」・「納入通知書」を4月上旬に送付しますのでご確認ください。

なお、保険料の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

●**問合せ** 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）まで。

## 神明ふれあい広場が完成しました

この広場は、市民の世代間交流の場として、旧ボランティア活動



センターと旧神明児童遊園の跡地を活用して整備しました。いつでもご利用いただけますが、占有して利用する場合には、申請が必要です。

●**申請・問合せ** 介護福祉課高齢福祉グループ（☎38・5809）まで。

## 一時保育事業のご案内

岩倉市では、これまで南部保育園で行ってきた一時保育を今年度の4月から、子どもの庭保育園で実施します。

★**一時保育** 家族の病気、冠婚葬祭、保護者の勤務などさまざまな事情で家庭での保育が困難になった場合の緊急時や保護者のリフレッシュ等のために一時的にお預かりする保育です。

事前に子どもの庭保育園にお申し込みください。

●**ところ** 子どもの庭保育園（稲荷町大摩45番地1）

●**対象** 満1歳～就学前までのお子さん

●**利用日数**（1カ月当たり）  
・緊急時等保育：14日以内

・リフレッシュ保育：3日以内

●**利用料**（1日当たり）

・1～2歳児：2千100円

・3歳児：900円

・4～5歳児：800円

※3歳児以上は別途主食代30円

●**申込先** 子どもの庭保育園（☎81・9898）まで。

## 「東日本大震災義援金の受付期間を延長します

東日本大震災により被災された人たちを支援するため、義援金の受付期間を9月30日（日）まで延長します。

受け付けた義援金は、日本赤十字社を通じて、それぞれ被災地に送金します。これまでに、679万2千469円を送金しました（平成24年3月1日現在）。

●**問合せ** 介護福祉課障害福祉グ



ループ(☎38-5809)まで。

## 第3子以降の学校給食費の無償化制度についてお知らせします

少子化対策と子育て支援を目的として、義務教育期間にある児童・生徒を3人以上養育している世帯の保護者から、第3子以降の岩倉市立小中学校における学校給食費は徴収しません。

●**対象者** ①岩倉市に住所または居所を有する人②義務教育課程にある小学校1年生から中学校3年生までの児童および生徒を3人以上有し、第3子以降の人が岩倉市立小中学校に在籍している人③給食費を滞納していない人  
※対象者へは、在籍する学校より決定通知書を配布しますので申請の必要はありません。

●**問合せ** 学校教育課学校教育グループ(☎38-5818)まで。



## 平成24年度からの第1号被保険者の介護保険料を見直ししました

介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料基準額と所得段階についても見直しを行いました。第5期計画期間における介護保険料基準額(月額)は4千100円となり605円引き上げとなりました。

### 仮徴収のお知らせ

平成24年度の第1号被保険者である65歳以上の人の介護保険料額について下表のとおりお知らせします。年金から介護保険料が引かれる特別徴収の人には「仮徴収額特別徴収のお知らせ」を、また、銀行等の金融機関の窓口や口座振替で納めていただく普通徴収の人には「納入通知書(仮徴収額通知書)」を4月上旬に送付します。

なお、保険料額を算定する基礎となる平成23年中の所得金額等が確定していないため、ご案内する介護保険料額は4月から7月までの仮徴収分となっています。本徴収額および月別の納付額については、前年度所得金額の確定後、7月上旬にお知らせします。

●**問合せ** 介護福祉課介護保険グループ(☎38-5811)まで。

## 平成24年度所得段階別介護保険料

| 平成24~26年度の基準額(月額) |                                                            | 4,100円(所得段階の第4段階②の額)                     |                |                |
|-------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----------------|----------------|
| 所得段階              | 対 象 者                                                      | 計 算 方 法                                  | 第5期計画<br>保険料年額 | 第4期計画<br>保険料年額 |
| 第1段階              | 老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人              | $4,100円 \times 0.5 \times 12 \text{ヵ月}$  | 24,600円        | 20,900円        |
| 第2段階              | 本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人               | $4,100円 \times 0.5 \times 12 \text{ヵ月}$  | 24,600円        | 20,900円        |
| 第3段階①             | 本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人  | $4,100円 \times 0.63 \times 12 \text{ヵ月}$ | 30,900円        | 31,400円        |
| 第3段階②             | 本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人 | $4,100円 \times 0.75 \times 12 \text{ヵ月}$ | 36,900円        |                |
| 第4段階①             | 世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人       | $4,100円 \times 0.88 \times 12 \text{ヵ月}$ | 43,200円        | 36,900円        |
| 第4段階②             | 世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人      | $4,100円 \times 1.0 \times 12 \text{ヵ月}$  | 49,200円        | 41,900円        |
| 第5段階              | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が125万円未満の人                            | $4,100円 \times 1.13 \times 12 \text{ヵ月}$ | 55,500円        | 47,300円        |
| 第6段階              | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が125万円以上190万円未満の人                     | $4,100円 \times 1.25 \times 12 \text{ヵ月}$ | 61,500円        | 52,400円        |
| 第7段階              | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が190万円以上500万円未満の人                     | $4,100円 \times 1.50 \times 12 \text{ヵ月}$ | 73,800円        | 62,900円        |
| 第8段階              | 本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が500万円以上の人                            | $4,100円 \times 1.75 \times 12 \text{ヵ月}$ | 86,100円        | 73,300円        |

## 非自発的失業者の人は国民健康保険税が軽減されます

企業のリストラなどで職を失い国民健康保険に加入した場合に在職中と同程度の保険料負担水準で済むように、平成22年度分より前年給与所得を本来額の100分の30とみなして国民健康保険税を算定しています。

この軽減を受けるためには届け出が必要となりますので、次の事項をご確認のうえ、対象となる人は届け出てください。

**対象となる人** 離職日の翌日から翌年度末までの期間において

- ①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職等）
- ②雇用保険の特定理由離職者（雇止めなどによる離職等）

として失業等給付を受ける人です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由（理由コード）が、**11、12、21、22、23、31、32、33、34**に該当する人です。

※特例受給資格者証（短期雇用特例被保険者の人）、および高年齢受給資格者証（65歳到達日以後に離職された人）の人は対象とはなりませんのでご注意ください。

**軽減額** 国民健康保険税のうち、所得割額部分は前年の所得により算定されていますが、軽減は前年の給与所得をその100分の30とみなして行います。

**軽減期間** 離職日の翌日から、その翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

### 届出に必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑

※雇用保険受給資格者証が、受給期間を終了したこと等により紛失・滅失している場合は届け出ができませんのでハローワークで再交付を受けていただく必要があります。詳しくは最寄りのハローワーク（犬山公共職業安定所雇用保険課 ☎0568-612196）にお尋ねください。

● **届出・問合先** 市民窓口課保険医療グループ（☎381-5807）まで。



## 国民健康保険税の減免制度をお知らせします



国民健康保険税の減免制度は、本年中の所得の激減、長期療養、災害などにより著しく生活が苦しくなり保険税の納付が困難になった人で、減免の必要があると認められる場合、保険税の一部または全部が減免される制度です。

また、被用者保険（社会保険、共済組合等）の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その65歳以上の被扶養者が、国民健康保険に加入する場合も対象となります。

制度の概略は、下表のとおりです。該当すると思われるときは、ご相談ください。

● **問合先** 市民窓口課保険医療グループ（☎381-5807）まで。

| 減免理由                                                       |                                                          | 減免割合                           |
|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 所得の激減                                                      | 前年中の所得が300万円以下で、今年の所得が前年に比較して大幅に減少する見込みの場合               | 減少の程度により所得割額および資産割額を最高3分の2まで減免 |
| 長期療養者                                                      | 前年中の所得が300万円以下で、6か月以上療養中または、継続して6か月以上療養を要する場合            | 療養期間に到来する納期限に係る納付額の全部          |
| 災害による損害                                                    | 災害により、自己所有の住宅または、家財に3割以上の損害（保険金・共済金などで補てんされる金額を除く）を受けた場合 | 前年中の所得、損害の程度により最高全額まで減免        |
| 固定資産税の減免                                                   | 岩倉市税条例第66条の規定により、固定資産税の減免を受けた場合                          | 減免を受けた固定資産税による資産割額             |
| 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険に加入することとなった65歳以上の被扶養者 |                                                          | 被扶養者に係る所得割額および資産割額の全額          |
|                                                            |                                                          | 被扶養者に係る均等割額の2分の1               |
|                                                            |                                                          | 被扶養者のみで構成される世帯の場合の平等割額の2分の1    |

※減免の理由が2つ以上ある場合には、1つの理由を選択していただきます。

## 国民健康保険一部負担金の減免および徴収猶予についてお知らせします

岩倉市国民健康保険では、災害など予期しない特別な事情があり、利用できる資産などの活用をしたにもかかわらず、世帯の生活の維持が著しく困難となったときは、医療機関などの窓口で支払う医療費（一部負担金）の減額や免除または徴収猶予を行っています。

申請など詳しくはお問い合わせください。

●**問合せ** 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）まで。

## 国民健康保険税の納付書を送付します

平成24年度国民健康保険税（納期は年12期）の第1期から第3期分までの普通徴収の世帯の納付書を4月13日（金）に送付します。

今回送付する納付書の保険税額は、税額を算定する基礎となる前年所得金額が確定していないため、第1期

から第3期分までの合計は前年度保険税額の12分の3に相当する額となっています。

第4期以降の保険税については前年所得金額などにより算定した年税額から、第1期から第3期分を差し引いた額を、各納期に納付していただきます。

保険税は、国や市からの補助金とともに国民健康保険を支える重要な財源です。

皆さんが病気やケガをされたときの医療費をはじめ出産育児一時金、葬祭費等に使われます。

保険税の納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

なお、保険税の納付については、便利な口座振替制度があります。また、コンビニエンスストア（納期内のものに限ります）でも保険税を納付できます。

●**問合せ** 市民窓口課保険医療グループ（☎38・5807）まで。

## 金属・小型家電の回収を始めます

### 小型家電を資源に

一般家庭から排出される家電製品

には有用な金属資源が多数含まれています。

岩倉市では、ごみ減量を図り、かつ資源の回収量を増やすため、平成24年4月から、これまで「小型ごみ」で出していたいただいていた小型家電を「金属・小型家電」として、金属と一緒に回収します。皆さんのご協力よろしくお願いいたします。

●**小型家電とは** 携帯電話、ドライヤー、炊飯器、おもちゃなど、電池・電気で動くものが対象です。

●**回収方法** 月1回の分別収集で回収します。「金属・小型家電」の場所に、金属と小型家電を出してください。

●**注意事項** 家電製品のうち一辺が60センチ以上のもの（粗大ごみ）、家電リサイクル法対象品目、パソコンは対象外ですので、それぞれ適正な方法で出してください。

●**問合せ** 清掃事務所（☎66・5912）または、環境保全課廃棄物グループ（☎38・5808）まで。

## 住宅用太陽光発電システムの設置費に補助します

岩倉市では、住宅用太陽光発電シ

ステムを設置する人に対し、次のとおり設置費に補助します。

●**対象システム** 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結する太陽光発電システムで未使用のもの

### ●補助対象者

①市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする人、または市内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする人②市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅を購入しようとする人

●**補助の金額** 発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位はキロワット。出力4キロワットを超えるものについては4キロワットとして計算）に2万円を乗じた額

●**申込方法** 環境保全課環境グループに用意してある申請書を提出してください（申請書は岩倉市ホームページ（アドレス裏表紙参照）からダウンロードすることも出来ます）。

●**その他** 今年度より提出書類の一部に変更があります。

●**問合せ** 環境保全課環境グループ（☎38・5808）まで。



# 第5期岩倉市高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を策定しました

本計画は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を、調和のとれた一体的な計画として策定したものです。

● **計画期間** 今回策定した第5期計画は、平成24年度から26年度までの目標達成に向けて介護保険制度の草創期を締めくくる重要な計画といえます。

## ● 計画の基本理念と基本目標

平成12年3月に策定した、岩倉市老人保健福祉計画および介護保険事業計画以来、「ささえ合うすこやかな長寿社会をめざして」を基本理念に掲げ、高齢者保健福祉や介護保険事業を推進してきました。これは、高齢者が「自立・自助」の精神を保ち健やかに暮らせる社会を、「共助・互助」の精神に基づく地域の支え合いと、公的な支援へ公助で創っていくことを表しています。本計画においてもこれを基本理念として踏襲します。

第4期計画からの基本理念・基本目標を継承するとともに、第5期計画においては、高齢者がいつまでも介護の必要な状態にならず、生きが

いを持って生活できる豊かな長寿社会をめざして、3つの重点施策に取り組みます。

| 基本理念 | ささえ合うすこやかな<br>長寿社会をめざして |
|------|-------------------------|
| 目標1  | 高齢者の尊厳の重視               |
| 目標2  | 高齢者の自立支援                |
| 目標3  | 「役立ち感」が実感できる幸せな社会       |
| 目標4  | 「共助・互助」の精神に基づく支え合い社会    |
| 目標5  | 住み慣れた地域での持続的な生活の確保      |

### ★重点施策1

高齢者が健康で役立ち感を持って活動できるまちづくり

### 【具体的な事業】

介護予防事業、介護支援ボランティア事業

### ★重点施策2

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を見守るまちづくり

### 【具体的な事業】

生活支援型給食サービス事業、高齢者の実態把握事業、高齢者地域見守り事業、新聞配達店

### 見守り事業

### ★重点施策3

認知症高齢者等を地域で支えるまちづくり

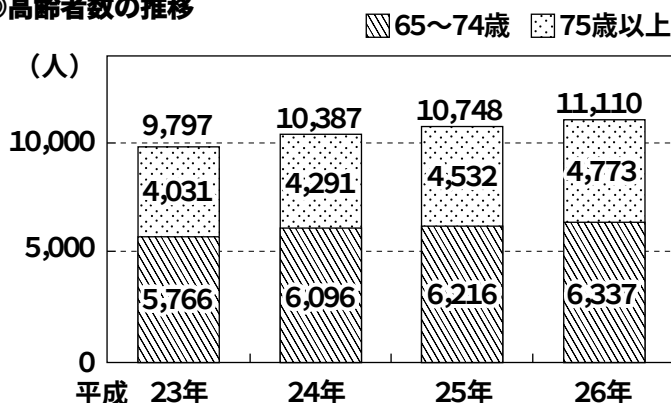
### 【具体的な事業】

成年後見制度利用支援事業、認知症サポーター育成事業、徘徊SOSネットワーク事業

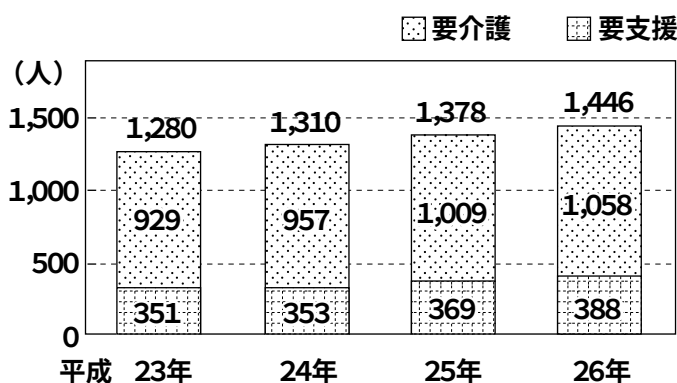
### ● 高齢者人口と認定者数の推移

平成23年10月現在、岩倉市の高齢者（65歳以上）数は9千797人で、

◎高齢者数の推移



◎認定者数の推移

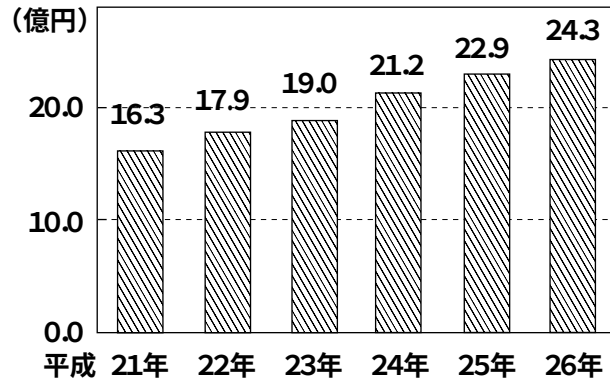


高齢化率は20.2%です。高齢化は今後、ますます進むと考えられ、平成26年には、1万1千110人、高齢化率は23.1%になると予測しています。また、高齢化・長寿化の進展により、要支援・要介護認定者の増加も予測し、現在、1千280人の認定者は平成26年には1千446人になると予測しています。

## ●介護サービスの利用 費用の増加

認定者の増加に伴い、訪問介護や通所介護といった介護サービスの利用も増えます。また、平成24年度から介護報酬単価が引き上げられます。介護サービスにかかる給付費をみると、第4期（平成21～23年度）は3年間で約53億円ですが、第5期にあっては、約68億円となる見込みです。

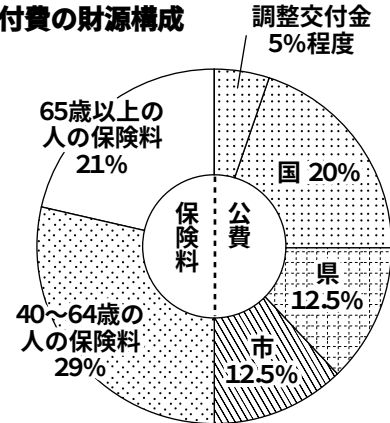
## ◎標準給付費の推移



## ●介護保険財源の仕組み

給付に必要な費用は、公費50%と保険料50%でまかっています。第5期計画における65歳以上の人の負担分は約16億円となり、介護保険料の

## ◎介護給付費の財源構成



基準月額額は4千100円となります。



●問合先 介護福祉課介護保険グループ (☎3815811) まで。

## 愛知県後期高齢者医療制度の協定保養所利用助成事業

被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合1人1泊につき1,000円を助成します(4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用できます)。

| 場所  | 協定保養所名         | 電話番号         |
|-----|----------------|--------------|
| 犬山市 | レイクサイド入鹿       | 0568-67-3811 |
| 桑名市 | 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島 | 0594-42-3330 |
| 東浦町 | あいち健康プラザ       | 0562-82-0235 |
| 田原市 | シーサイド伊良湖       | 0531-35-1151 |
| 蒲郡市 | サンヒルズ三河湾       | 0533-68-4696 |
| 豊田市 | 豊田市 百年草        | 0565-62-0100 |

### ご利用方法

利用される人は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および利用カード(初回利用時に交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

●問合先 愛知県後期高齢者医療広域連合給付課(☎052-955-1205)まで。

# 平成24年は固定資産税・都市計画税の 評価替えの年です

固定資産税は、1月1日現在（賦課期日）に、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。都市計画税は、市街化区域内に所在する土地と家屋に対して課税され、道路、公園、下水道などの都市計画事業や区画整理事業にかかる費用に当てるための目的税です。

## 評価替えと課税の仕組み

土地と家屋にかかる固定資産税・都市計画税は、国の固定資産評価基準により評価した価格（評価額）をもとに課税されます。

この評価額は3年に一度見直し（評価替え）を行います。平成24年度は、この評価替えの年にあたり、土地・家屋の評価替えを行いました。

**1 土地** 土地の評価は、平成23年1月1日現在の地価公示価格等（国土交通省や県の公表）の7割をめぐに評価替えを行います。さらに平成23年7月1日までの地価の変動にも考慮して評価額を修正しました。

## 土地についての特例措置

● **住宅用地の特例措置** 住宅やアパートなどの人が住むための建物の敷地となっている土地を住宅用地といえます。住宅用地には、それぞれの

住宅用地区分ごとに応じた特別措置があります。課税標準額については価格に（表1）を乗じます。

表1

| 区分                   | 特例措置  |       |
|----------------------|-------|-------|
|                      | 固定資産税 | 都市計画税 |
| 小規模住宅用地<br>(200㎡以下)  | 1 / 6 | 1 / 3 |
| 一般住宅用地<br>(200㎡超の部分) | 1 / 3 | 2 / 3 |

※住宅用地…住宅やアパートなど人が住むための建物の敷地となっている土地

**2 家屋** 家屋の評価は3年ごとに見直しがされ平成24年度はこの年にあたりります。

見直された評価額は、一部取り壊しや全部取り壊し、損壊等の事情がないかぎり3年間は据え置かれます。

見直しの方法は、これまで建っていた家屋と同じ家屋をその場所に建てた場合において、必要な建築費を求めます。次に、新築時からの経過年数に応じた減点を行うことによつ

てその家屋の評価額を求めます。

この結果、これまでの評価額を上回った場合は、これまでの評価額に据え置き、下回った場合は、その価格が新評価額となります。ただし、見直された評価額が新築当初評価額の2割に達した場合は、それ以降下がることはありません。

## ● 家屋の評価額の算出方法

● **平成24年度家屋の税額の算出方法**

★ 固定資産税：平成24年度の固定資産税の課税標準額×1.4%（税率）

★ 都市計画税：平成24年度の都市計画税の課税標準額×0.3%（税率）

● **その他** 今年度の納税通知書の発送は通常より遅れます。

● **問合先** 税務課課税グループ（☎38・5806）まで。

表2

評価額＝再建築価格（※1）×経年減点補正率（※2）

（※1）再建築価格…同じ家屋を建築した場合に必要な建築費。建築費は、評価対象となった家屋の屋根・基礎・外壁・内壁・床・天井・建具・建築設備等に使用されているものを、総務省で定めた「固定資産評価基準」に基づき算出します。

（※2）経年減点補正率…建築後の経過年数に応じて生じる減価等（構造・用途によって異なります）。初年度は1年経過したものとします。評価替えごとに最低2割まで少しずつ下がります。

（例）

平成21年建築 居宅 木造

再建築価格12,500,000円

経年減点補正率（1年経過）0.80

建築当初評価額は12,500,000円×0.80＝10,000,000円

税額（固定資産税相当額）は10,000,000円×1.4%（税率）＝140,000円

（都市計画税相当額）は10,000,000円×0.3%（税率）＝30,000円

評価替え

平成24年度

再建築価格12,300,000円となった場合

経年減点補正率（3年経過）0.70

新評価額は12,300,000円×0.70＝8,610,000円

税額（固定資産税相当額）は8,610,000円×1.4%（税率）＝120,540円

（都市計画税相当額）は8,610,000円×0.3%（税率）＝25,830円



# 個人住民税の特別徴収についてお知らせします

岩倉市では、個人住民税の特別徴収義務者の指定推進に取り組んでいます。地方税法の規定に該当する事業所につきましては原則、全ての事業所を特別徴収義務者に指定します。

## 個人住民税とは

個人の市民税と県民税を合わせた呼称です。個人住民税は私たちの日常生活に関わる、県や市町村の仕事である、福祉、保健、教育、ごみ、消防、道路などの費用を住民が分担しあう性格の税金で、地域社会を支える会費のようなものです。

## 特別徴収とは

事業所が従業員に支払う給与から毎月個人住民税を天引きし、従業員にかわり市町村に納める方法です。

給与から天引きする金額は、年税額と各月ごとの金額が記載された「特別徴収税額通知書」を5月末までに事業所に送付します。事業所の担当者が所得税のように税額を計算する必要はありません。

## 特別徴収義務者の指定

地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、特別徴収義務者に指定されます。

## 特別徴収の対象となる人

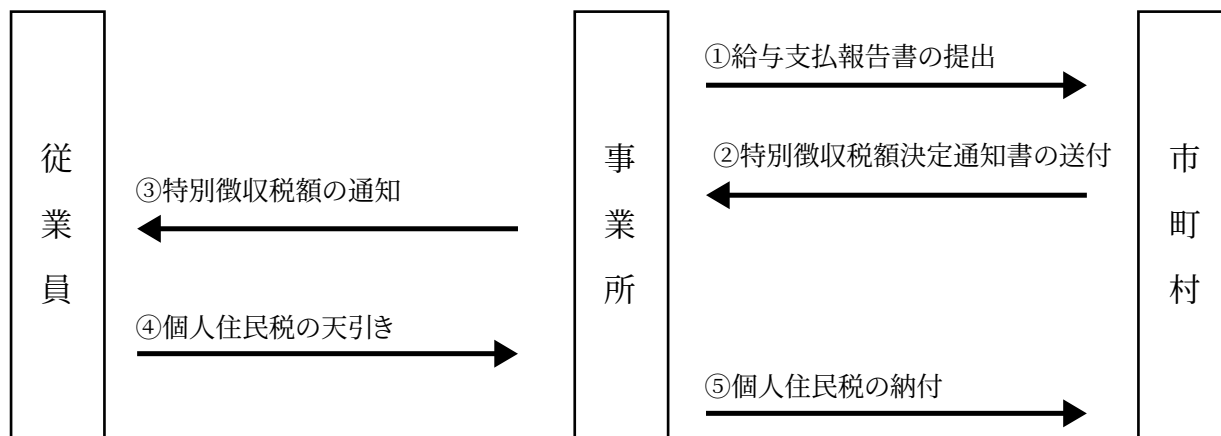
前年に給与所得があり、その年の4月に雇用されていて毎月の給与が支給される見込みの人であれば、正規雇用だけでなく非常勤、パートなどであっても特別徴収の対象となります。

## 納入時期

6月から翌年5月までの年12回の給料から天引きをしていただき、翌月の10日（10日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日）までに納入していただきます。

なお、従業員が常時10人未満の事業所は、**納期の特例**の制度を利用することができます。これは申請をして、市長の承認を受けることにより、6月から11月分を12月10日まで、12月から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入するというものです。

### 特別徴収の流れ



## 給与所得者へ

お勤めの会社での給与以外に収入（不動産所得、譲渡所得など）のある人は、住民税額のうち、給与以外の収入に係る部分の税額を給与天引きではなく、自分で納付することができます。希望される場合は4月13日までに税務課課税グループへ申し出てください（既に確定申告書で希望を記入済みの人は除きます）。

●**問合せ先** 税務課課税グループ（☎38-5806）まで。

# 4月1日から下水道 が使用できる区域が 広がります

4月1日から西市町、下本町の一部の区域で下水道が使用できるようになります。

区域内の人で、浄化槽をお使いの場合

合は、速やかに公共下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。くみ取り便所をお使いの場合は、3年以内に水洗便所に改造し、公共下水道への接続工事をしてください。

また、すでに下水道が使用できる区域内の人で、下水道への接続工事をしていない場合は、速やかに工事を行ってください。

● **受益者負担金** 下水道整備区域内

に土地を所有している人は、負担金が賦課されます。

ただし、その土地が、地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利がある場合は、その権利者が対象となります。対象地域の皆さんへ下水道受益者申告書を送付しますので、ご協力をお願いします。

● **工事は指定工事店で** 排水設備工事やトイレの水洗化工事は、市

が指定した工事店でなければ施工できません。次頁の表の「指定工事店一覧」から選んで工事を依頼してください。

● **排水設備工事費の融資をあつせん**  
下水道の排水設備の設置には、次の改造資金の融資あつせん（無利子）を行っていますので、ご希望の人は指定工事店を通してお申し込みください。

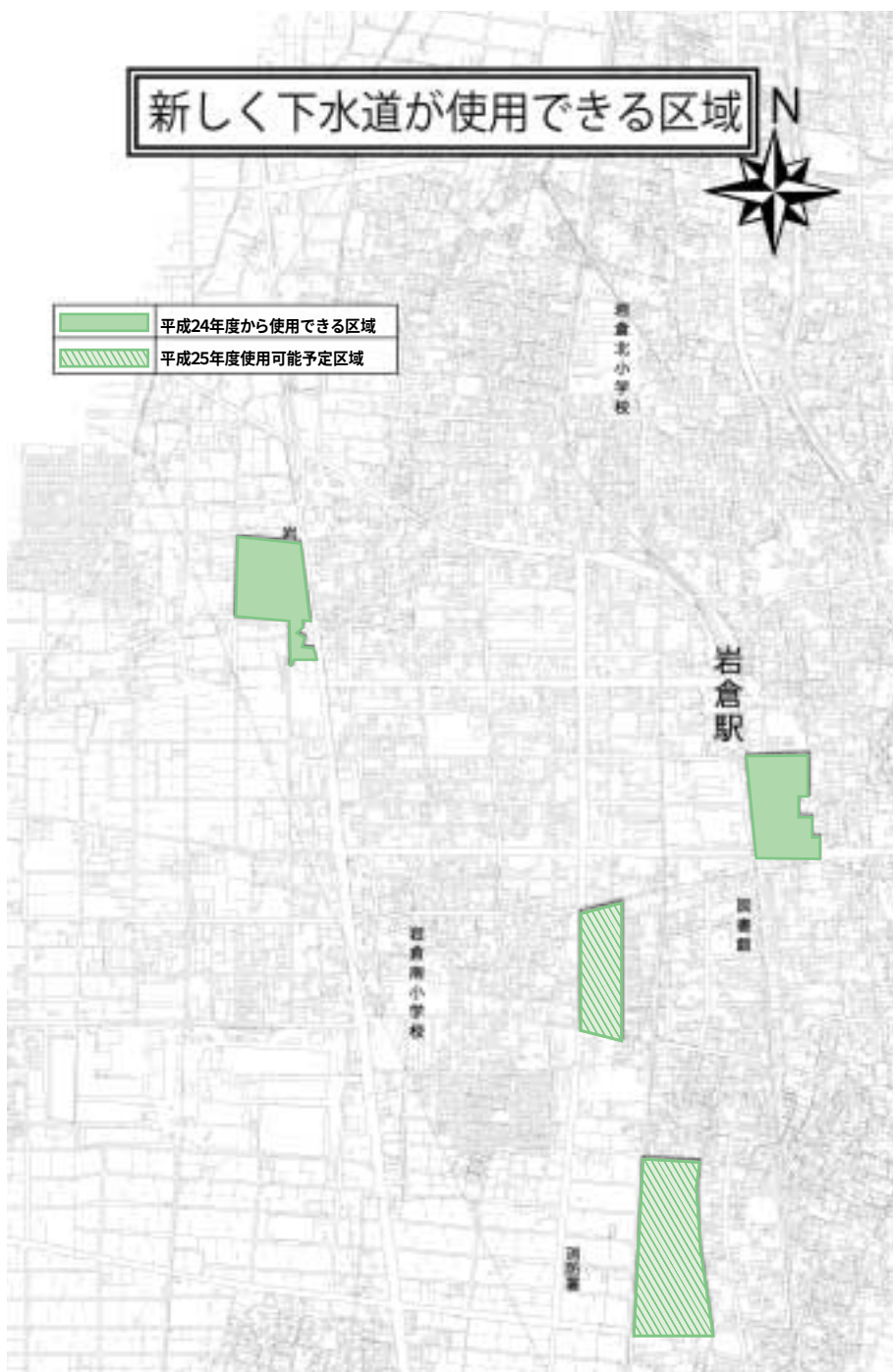
ただし、下水道が使用できるようになってから3年以内に行う工事が対象となります。

★くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事：60万円以内（便槽が1カ所増すごとに30万円以内を加算）

★浄化槽を廃止する工事：30万円以内（浄化槽が1カ所増すごとに15万円以内を加算）

● **雨水対策にご協力を** 新たに下水道へ接続する時は、家庭の浄化槽は不要となります。浄化槽を雨水貯留施設へ転用されますと、河川や排水路への雨水の流出が抑えられ、浸水被害の緩和が期待できます。また、溜まった雨水を散水等に利用することもできます。要件を満たすと補助制度をご利用いただけますので、事前にお問い合わせください（工事後の申請はできません）。

● **問合先** 上下水道課下水道グループ（0330-58015）まで。



# 岩倉市下水道排水設備指定工事店一覧

平成24年3月1日現在56社

| 指定工事店名           | 住 所                      | 電話番号         |
|------------------|--------------------------|--------------|
| 有限会社 アイセイ工業      | 一宮市南小湊間之田69-2            | 0586-64-5782 |
| アスカ設備 株式会社       | 海部郡大治町大字砂子字山ノ前763番地の1    | 052-444-3383 |
| 有限会社 新井工業        | 岩倉市新柳町二丁目56番地            | 0587-37-0353 |
| 株式会社 石原水道        | 海部郡蟹江町大字須成字市場1331番地      | 0567-95-0516 |
| 株式会社 イチテック 岩倉支店  | 岩倉市西市町西市26番地 メゾンサクライ102号 | 0587-37-3441 |
| 伊藤水道工業 株式会社 岩倉支店 | 岩倉市鈴井町法成寺38番地4           | 0587-37-1345 |
| 井戸惣工業 株式会社       | 江南市東野町郷前西11番地            | 0587-56-2472 |
| 有限会社 今井工業所       | 一宮市桜一丁目17番10号            | 0586-72-7712 |
| 株式会社 大崎工務店 岩倉支店  | 岩倉市中央町三丁目15番地            | 0587-37-4834 |
| 有限会社 岡田工業        | 海部郡蟹江町学戸四丁目6番地           | 0567-95-8683 |
| 有限会社 小田設備        | 江南市島宮町城23番地              | 0587-54-6109 |
| 尾張テクアス 株式会社      | 一宮市和光二丁目2番地9             | 0586-72-1796 |
| 協立設備工業 株式会社      | 名古屋市中千種区高見1-18-9         | 052-751-2004 |
| 栗本土木 株式会社        | 岩倉市八剣町1721番地1            | 0587-66-3333 |
| GROWTH(グロス) 株式会社 | 名古屋市中守山区小幡太田15番20号       | 052-797-9188 |
| 株式会社 光栄設備        | 大府市共西町七丁目360番地           | 0562-48-3344 |
| 後藤設備             | 一宮市泉1-2-7                | 0586-72-8561 |
| 有限会社 小森管工        | 岩倉市井上町畑田148番地            | 0587-37-5823 |
| 桜井工業 株式会社        | 岩倉市西市町西野々20番地            | 0587-37-2205 |
| 株式会社 佐藤水工社       | 小牧市小木五丁目436番地            | 0568-73-4191 |
| 有限会社 佐藤設備        | 北名古屋市中六ツ師松葉115番地         | 0568-22-5726 |
| 株式会社 サンコーエンジニア   | 春日井市二子町二丁目16番地12         | 0568-31-5237 |
| 三東設備工事 株式会社      | 名古屋市中千種区桜が丘226番地         | 052-782-2322 |
| 株式会社 ジェーケーサービス   | 江南市古知野町熱田20              | 0587-54-0500 |
| 昭和土建 株式会社 岩倉支店   | 岩倉市旭町二丁目24番地202号         | 0587-37-6625 |
| 関戸工業 株式会社        | 岩倉市西市町榊東10番地2            | 0587-66-6336 |
| 善勝 有限会社          | 津島市元寺町二丁目40番地            | 0567-22-5200 |
| 株式会社 大栄企業        | 岩倉市中本町南白山1番地15           | 0587-66-3321 |
| 大興建設 株式会社 岩倉支店   | 岩倉市新柳町一丁目27番地            | 0587-66-0792 |
| ダイスイ設備 株式会社      | 名古屋市中熱田区古新町二丁目73-2       | 052-681-6019 |
| 竹内建築 株式会社        | 岩倉市東町長山18番地1             | 0587-66-2118 |
| 株式会社 タテピン設備      | 岩倉市本町宮東28番地2             | 0587-37-2734 |
| 中部水道 株式会社        | 春日井市出川町二丁目21番地7          | 0568-52-1523 |
| 有限会社 富田設備        | 名古屋市中守山区新守西2003番地        | 052-791-4676 |
| 株式会社 永井組         | 江南市草井町西7番地               | 0587-59-8221 |
| 中島工業 株式会社        | 一宮市明地字風張35番地1            | 0586-69-6888 |
| 株式会社 丹羽組         | 岩倉市神野町縄境7番地              | 0587-37-7000 |
| 株式会社 丹羽工務店       | 岩倉市大市場町郷廻234番地           | 0587-66-0550 |
| 株式会社 長谷川組 岩倉支店   | 岩倉市稲荷町羽根12番地6            | 0587-66-5229 |
| 有限会社 八信建設        | 岩倉市八剣町樋口17番地1            | 0587-37-3962 |
| ハヤカワ工業 株式会社      | 一宮市桜二丁目2番10号             | 0586-71-4475 |
| 菱川工業 株式会社        | 一宮市大赤見字大山西21番地           | 0586-77-0667 |
| 有限会社 日野設備        | 一宮市緑三丁目6番地1号             | 0586-24-2451 |
| 福崎建設 株式会社        | 稲沢市赤池居道町145番地            | 0587-21-7070 |
| 船橋設備 株式会社        | 一宮市浜町五丁目21番地1            | 0586-71-3002 |
| 株式会社 増岡水道設備      | みよし市打越町上屋敷40番地36         | 0561-34-3143 |
| 株式会社 間瀬設備工業      | 岩倉市旭町二丁目39番地2            | 0587-37-5767 |
| 株式会社 松本工務店       | 岩倉市大市場町順喜27番地1           | 0587-66-1168 |
| 真野工業 株式会社        | 名古屋市中熱田区波寄町2番27号         | 052-884-3111 |
| 株式会社 ヤジマ         | 江南市宮後町砂場東273番地           | 0587-54-0227 |
| 株式会社 山新設備        | 津島市唐白町西島33番地             | 0567-31-0427 |
| 株式会社 ヤママ住設       | 小牧市大字東田中宇南新田1600番1       | 0568-77-6985 |
| 有限会社 ユタカ設備       | 岩倉市下本町西沼70番地2            | 0587-66-1860 |
| 株式会社 吉田冷暖房工業所    | 名古屋市中北区六が池町566番地         | 052-901-4476 |
| 株式会社 吉村商会        | 一宮市緑一丁目8番2号              | 0586-24-3801 |
| 株式会社 渡邊組 岩倉支店    | 岩倉市石仏町たり45番地             | 0587-66-6462 |



## 岩倉市の障害者福祉

岩倉市では、心身に障害のある人の日常生活を支援し、その人を介護するご家族の負担を軽減するために、さまざまな制度を設けています。

ただし、それぞれに要件がありますので、事前に介護福祉課までご相談ください。

●**申込・問合せ** 介護福祉課障害福祉グループ(☎38-5809)まで。

| 事業名              | 内 容                                                                |           | 対象者                                                                                                          | 備 考                                                                    |
|------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 心身障害者扶<br>助料     | 次のいずれかに該当する人<br>①身体障害者手帳1・2級<br>②療育手帳A判定<br>③精神障害者保健福祉手帳1級         | 月額3,000円  | 身体障害者手帳または、療<br>育手帳または、精神障害者<br>保健福祉手帳をお持ちの人                                                                 | 施設入所者は除く                                                               |
|                  | 次のいずれかに該当する人<br>①身体障害者手帳3・4級<br>②療育手帳B判定<br>③精神障害者保健福祉手帳2級         | 月額2,500円  |                                                                                                              |                                                                        |
|                  | 次のいずれかに該当する人<br>①身体障害者手帳5・6級<br>②療育手帳C判定<br>③精神障害者保健福祉手帳3級         | 月額1,500円  |                                                                                                              |                                                                        |
| 愛知県在宅重<br>度障害者手当 | 1種:身体障害者手帳1・2級かつ<br>IQ35以下の人                                       | 月額16,100円 | 次のいずれかに該当する人<br>①身体障害者手帳1・2級<br>②療育手帳A判定<br>③身体障害者手帳3級かつ<br>IQが50以下の人                                        | 所得制限、併給制<br>限あり<br>2種の人手帳初<br>回交付時に65歳<br>以上であった場合、<br>支給対象となりま<br>せん。 |
|                  | 2種:身体障害者手帳1・2級ま<br>たはIQ35以下の人、身体障害<br>者手帳3級かつIQ50以下の人              | 月額7,000円  |                                                                                                              |                                                                        |
| 特別児童扶養<br>手当     | ①月額50,550円(平成24年4月以降は月額50,400円)<br>②月額33,670円(平成24年4月以降は月額33,570円) |           | 次のいずれかに該当する20<br>歳未満の障害者を育ててい<br>る人<br>①IQ35以下程度または身<br>体障害1～2級の人<br>②IQ50以下程度または身<br>体障害3級(4級の一部含む)<br>程度の人 | 所得制限あり                                                                 |

| 事業名                    | 内 容                                                                    |                                    | 対象者                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 備 考                |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当 | 特別障害者手当                                                                | 月額26,340円<br>(平成24年4月以降は月額26,260円) | 次のいずれかに該当する20歳以上の障害者<br>①身体障害2級(一部を除く)以上の障害を重複してお持ちの人<br>②身体障害2級(一部を除く)以上の障害をお持ちの人で、IQ20以下の人または常時介護が必要な精神障害をお持ちの人<br>③身体障害2級(一部を除く)以上の障害をお持ちの人またはIQ20以下の人もしくは常時介護が必要な精神障害をお持ちの人で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上お持ちの人<br>④身体障害2級(一部を除く)以上の障害をお持ちの人またはIQ20以下の人もしくは同程度の障害や病状をお持ちの人で、日常生活においてほぼ全面介助が必要な人 | 施設入所者、長期入院者は除く     |
|                        | 障害児福祉手当                                                                | 月額14,330円                          | 次のいずれかに該当する20歳未満の障害者<br>①身体障害1級(2級の一部を含む)の障害をお持ちの人<br>②IQ20以下の人<br>③上記と同程度の障害や病状で、常時介護が必要な人                                                                                                                                                                                              | 所得制限、併給制限あり        |
|                        | 経過福祉手当                                                                 | (平成24年4月以降は月額14,280円)              | 次のいずれかに該当する20歳以上の障害者で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない人<br>①身体障害1級(2級の一部を含む)の障害をお持ちの人<br>②IQ20以下の人<br>③上記と同程度の障害や病状で、常時介護が必要な人                                                                                                                                          | 特に重度の人には県の加算支給制度あり |
| 日常生活用具の給付・貸与           | 重度の障害児・者が自力で日常生活を営めるよう特殊寝台、入浴補助用具、人工喉頭、ストマ用装具などを給付または貸与します。<br>※原則1割負担 |                                    | 身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人                                                                                                                                                                                                                                                                     | 障害の種別や等級等に制限あり     |
| 補装具費の支給                | 身体障害者に対し、身体機能の障害を補い日常生活を容易にするため、補聴器、車いす、義肢等の交付や修理を行います。<br>※原則1割負担     |                                    | 身体障害者手帳をお持ちの人                                                                                                                                                                                                                                                                            | 障害の種別や等級等に制限あり     |
| 心身障害者福祉タクシー料金助成利用券     | 心身障害者がタクシーを利用するときの基本料金と迎車料金を助成する利用券を月3枚お渡しします。                         |                                    | 市内在住で次のいずれかをお持ちの人<br>①身体障害者手帳1・2級<br>②身体障害者手帳下肢3級、または体幹3級<br>③療育手帳A判定<br>④精神障害者保健福祉手帳1級                                                                                                                                                                                                  | 施設入所者は除く           |
| リフトタクシー料金助成            | 通常の車での移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額(上限 5,000円)を助成します(月1枚)。        |                                    | 市内在住で次のいずれかに該当する人<br>①常時ねたきりで在宅の人<br>②要介護4または5で在宅の人<br>③身体障害者手帳下肢・体幹1級で、施設に入所していない人                                                                                                                                                                                                      | —                  |

| 事業名                         | 内 容                                                                        | 対象者                                | 備 考                          |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|
| 身体障害者住宅改善費助成事業              | 身体障害者に対し、住宅改善に要する対象工事費の2分の1を助成します(上限50万円)。                                 | 体幹・下肢・視覚障害1級・2級の身体障害者手帳をお持ちの人      | —                            |
| 有料道路通行料金の割引                 | 身体障害者が自ら自動車を運転する場合、または重度の障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金が半額になります。 | 身体障害者手帳または療育手帳A判定をお持ちの人            | —                            |
| NHK受信料の免除                   | 障害者に対し、NHK受信料が全額または半額免除されます。                                               | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人     | 障害等級、所得等に制限あり                |
| 自動車運転免許取得費の補助               | 障害者の自動車運転免許取得費の一部を助成します(費用の3分の2以内、上限10万円)。                                 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人     | 所得制限あり                       |
| 自動車改造費の補助                   | 身体障害者が就労などのため、所有の自動車の操行装置等の一部を改造する場合、その経費を助成します(上限10万円)。                   | 身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に「免許の条件」が付されている人 | 所得制限あり                       |
| 心身障害者扶養共済                   | 障害者の将来のために、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障害となった場合、障害者に年金を支給します(年金1口当たり2万円)。  | 身体障害者手帳1～3級または療育手帳をお持ちの人           | 掛金は加入時の加入者(保護者)の年齢によって異なります。 |
| 自立支援医療(更生医療)の給付             | 身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付(医療に要する費用の支給)を行っています。<br>※所得により自己負担あり(原則、医療費の1割)   | 18歳以上の身体障害者                        | 所得制限あり                       |
| 自立支援医療(精神障害者通院医療費公費負担制度)の給付 | 精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費を公費で負担しています。<br>※所得により自己負担あり(原則、医療費の1割)          | 精神障害者                              | 所得制限あり                       |



| 事業名            | 内 容                                                                         | 対象者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 備 考                                                                                                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 精神障害者医療費助成制度   | ①自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担制度）を受けた場合の自己負担分を助成します。                                | 自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担制度）の給付を受けている人                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | —                                                                                                                                             |
|                | ②精神疾患により入院したときの自己負担額を全額助成します。また、精神疾患以外の疾病・負傷により通院・入院したときの自己負担額についても全額助成します。 | 精神障害者保健福祉手帳1級または、2級をお持ちの人                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | —                                                                                                                                             |
|                | ③精神疾患により入院したときの自己負担額を全額助成します。                                               | 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条の規定による精神障害と判断された人                                                                                                                                                                                                                                                                                          | —                                                                                                                                             |
| 障害者医療費助成制度     | 保険診療のうち自己負担分を助成します。入院時の食事代や差額室料、保険対象外の医療費については助成できません。                      | 次のいずれかに該当する人<br>①身体障害1級～3級をお持ちの人<br>②身体障害4級をお持ちの人で、障害名が腎臓機能障害の人<br>③身体障害4級～6級をお持ちの人で、障害名が進行性筋萎縮症の人<br>④IQ50以下の知的障害の人<br>⑤自閉症状群と診断された人                                                                                                                                                                                              | ※75歳以上の人と一定程度の障害の状態にある65歳以上的人是、障害者医療の助成を受けることができません。後期高齢者医療制度の被保険者となつていただき、後期高齢者福祉医療で助成します。<br>※他の制度で医療費の助成を受けられる人は、病院や市民窓口課保険医療グループにご相談ください。 |
| 後期高齢者福祉医療費助成制度 |                                                                             | 後期高齢者医療制度の加入者または、昭和9年9月30日以前生まれの人で、次のいずれかに該当する人<br>①身体障害1級～3級をお持ちの人<br>②身体障害4級をお持ちの人で、障害名が腎臓機能障害の人<br>③身体障害4級～6級をお持ちの人で、障害名が進行性筋萎縮症の人<br>④IQ51以下の知的障害の人<br>⑤自閉症状群と診断された人<br>⑥精神障害者保健福祉手帳1、2級の人<br>⑦戦傷病者<br>⑧精神障害の措置入院患者、結核の勧告、措置入院患者<br>⑨母子家庭等の入（所得制限があります）<br>⑩市民税非課税世帯か要保護世帯で寝たきり、認知症、ひとり暮らしの認定を受けている人（ひとり暮らしの場合、社会保険の被扶養者を除きます） | ※75歳以上の人と一定程度の障害の状態にある66歳以上的人是、障害者医療の助成を受けることができません。後期高齢者医療制度の被保険者となつていただき、後期高齢者福祉医療で助成します。<br>※他の制度で医療費の助成を受けられる人は、病院や市民窓口課保険医療グループにご相談ください。 |

## 岩倉市の高齢者福祉

岩倉市では、高齢者の皆さんに住みなれた地域で安心して暮らしていただくために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに要件がありますので事前に介護福祉課までご相談ください。

●申込・問合せ先 介護福祉課高齢福祉グループ(☎38-5809)まで。

| 事業名                | 内容                                                                                             | 65歳以上 | ひとり暮らし老人 | 高齢者夫婦世帯 | ねたきり老人 | 認知症老人 | 要介護要支援認定 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|---------|--------|-------|----------|
| 生活支援型給食サービス        | 聞き取り調査で承認された人を対象に、毎日夕食を配達します(年未年始を除く)。※1食340円                                                  |       | ○        | ○       |        |       |          |
| 緊急通報システム設置         | 消防署とつながった緊急通報装置を設置し、急病・火災・ガス漏れ発生時に速やかに救助・援助を行います。※設置および保守点検時に自己負担があります。高齢者夫婦世帯は夫婦共に70歳以上が対象です。 |       | ○        | ○       | ○      |       |          |
| 寝具丸洗・乾燥            | 対象者の使用する寝具を丸洗乾燥・乾燥します。                                                                         |       | ○        |         | ○      |       |          |
| ねたきり老人等介護者手当       | ねたきり老人等を在宅で3か月以上介護している人に月額5,000円の手当てを支給します。                                                    |       |          |         | ○      | ○     | 要介護4・5   |
| 老人日常生活用具給付         | 生活状況により、電磁調理器等の生活用具を支給します。※課税状況に応じ、自己負担があります。                                                  |       | ○        |         | ○      |       |          |
| 訪問理美容サービス          | 理美容師が対象者宅を訪問して整髪等を行います。                                                                        |       |          |         | ○      |       | 要介護4・5   |
| 紙おむつ支給             | ねたきり老人を在宅で介護している人に介護用品(紙おむつ)を支給します。※非課税世帯が対象です。                                                |       |          |         | ○      |       | 要介護4・5   |
| シルバー優待証明カード交付(県制度) | 名古屋港ポートビル等の施設を無料もしくは割引で見学できる優待カードを交付します。                                                       | ○     |          |         |        |       |          |
| すこやかタクシー料金助成       | 85歳以上高齢者の日常生活における活動を容易にできるよう、タクシー利用券(基本料金と迎車料金を助成)を支給します(月2枚)。                                 |       |          |         |        |       |          |
| リフトタクシー料金助成        | 移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額(上限5,000円)を助成します(月1枚)。                                       |       |          |         | ○      |       | 要介護4・5   |
| 家具転倒防止器具取付         | 地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具を取り付けます。                                                              |       | ○        | ○       |        |       |          |
| 徘徊高齢者家族支援サービス      | 徘徊行動のある高齢者に対する位置情報専用端末機を家族介護者に貸出します。※1か月525円の利用料と情報提供料を利用者に負担していただきます。                         |       |          |         |        | ○     | ○        |
| 家族介護者慰労金助成         | ねたきり老人等を在宅で介護し、1年間介護保険のサービスを利用しない家族を対象に、介護慰労金を支給します。(年額10万円)※非課税世帯が対象です。                       |       |          |         |        |       | 要介護4・5   |
| 高齢者等賃貸住宅住み替え助成     | 高齢者等の世帯が、優良賃貸住宅または、これに準ずる住宅に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額(上限20万円)を助成します。※所得要件があります。                   | ○     |          |         |        |       |          |
| 高齢者住宅改善費助成         | 手すり設置や段差解消など住宅改善等に要する経費を助成します(上限50万円)。※認定非該当となった人も対象となります。                                     |       |          |         |        |       | ○        |
| 高齢者等救命バトン配布        | 冷蔵庫で保管し、救急時に備える救命バトンを配布します。※高齢者夫婦世帯は夫婦共に65歳以上が対象です。65歳未満でも、ひとり暮らしで障害・病気等で健康状態に不安を抱える人も対象となります。 |       | ○        | ○       |        |       |          |

※ひとり暮らし老人は、認定が必要です。また、高齢者夫婦世帯とは夫婦ともに75歳以上の世帯です。

# 岩倉市の福祉医療費助成制度

●問合先 市民窓口課保険医療グループ(☎38-5807)まで。

| 制度名       | 対象者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 助成内容など                                                  |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 子ども医療(注1) | ・中学校3年生までの子ども                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 保険診療の自己負担額                                              |
| 障害者医療     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～3級</li> <li>・       "       4級(腎臓機能障害)</li> <li>・       "       4～6級(進行性筋萎縮症)</li> <li>・IQが50以下の知的障害者</li> <li>・自閉症状群と診断された人(高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む)</li> </ul> ※後期高齢者医療制度に加入できる人を除きます                                                                                                                                                                            | 保険診療の自己負担額                                              |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳1・2級</li> </ul> ※後期高齢者医療制度に加入できる人を除きます                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 保険診療の自己負担額<br>※精神通院医療を受ける場合は、自立支援医療受給者証も併せて、提示する必要があります |
|           | ・障害者自立支援法第58条第1項の自立支援医療(精神通院)を受けている人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | その精神通院治療に係る保険診療の自己負担額                                   |
|           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条の規定による精神障害者と診断され入院した人</li> </ul> ※アルコール依存症など病名により助成が受けられない場合があります                                                                                                                                                                                                                                                                                 | その入院治療に係る保険診療の自己負担額                                     |
| 母子家庭等医療   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以下の子を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父(注2)</li> <li>・母子(父子)家庭の母(父)に扶養されている18歳以下の子ども</li> <li>・父母のいない18歳以下の子ども</li> </ul> ※子どもが18歳に達した日の属する年度の末日まで<br>※後期高齢者医療制度に加入できる人を除きます<br>※所得制限があります                                                                                                                                                                                          | 保険診療の自己負担額                                              |
| 後期高齢者福祉医療 | 後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに当てはまる人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1～3級</li> <li>・       "       4級(腎臓機能障害)</li> <li>・       "       4～6級(進行性筋萎縮症)</li> <li>・IQが50以下の知的障害者・自閉症状群と診断された人(高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む)</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1・2級</li> <li>・戦傷病者(所得制限があります)</li> <li>・精神障害の措置入院患者、結核の勧告</li> <li>・措置入院患者・母子家庭等の(所得制限があります)</li> <li>・「寝たきり」「認知症」「ひとり暮らし」の認定を受けている人で市民税非課税世帯か要保護世帯に属する人</li> </ul> | 保険診療の自己負担額                                              |

※ 入院時の食事代、差額室料などは対象になりません。

注1) 小学生以上は、障害者医療、母子家庭等医療の助成対象でない場合に限りです

注2) 母子(父子)家庭の母(父)とは①配偶者と死別して現に婚姻していない人②離婚して現に婚姻していない人③配偶者の生死が1年以上明らかでない人④配偶者から1年以上遺棄されている人⑤配偶者が精神または、身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない人⑥配偶者が法令により、1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない人⑦婚姻によらないで母または父となり、現に婚姻していない人



## 4 平成2年度第1回「岩倉軽トラ市」を開催します！

昨年開催し、多くの来場者で賑わった「岩倉軽トラ市」を今年度も開催します。

今回も、新鮮野菜をはじめとした、さまざまな種類の市が多数出店します。また、楽しいイベントも用意していますので、皆さん、お誘いあわせのうえ、ぜひ来場ください。

● **とき** 4月15日(日)午前9時～正午  
※小雨決行

● **ところ** 八剱憩いの広場

● **主な出品物** 農産物、パン、ハム・ソーヤジ類、雑貨 など

※出品物は変更されることもあります。

● **イベント**

「岩倉武将隊」によるパフォーマンス！

1回目 午前10時～

2回目 午前11時～

※約15分間のパフォーマンスです。

● **岩倉武将隊**

岩倉市民を中心とするボランティアで結成された武将隊。マイ甲冑かっちゅうを着て、演舞や甲冑劇を披露します。昨春秋に

は、市民ふれ愛まつりの二豊行列に参列するなど、市内のイベントで活動中。

『プロの武将隊のようなパフォーマンスはできませんが、岩倉を盛り上げるため、精一杯のおもてなしをさせていただきます。ぜひ岩倉軽トラ市へお越しください！』



● **主催等** 主催：岩倉市、主管：岩倉軽トラ市実行委員会、後援：岩倉市

商工会

● **問合先** 岩倉軽トラ市実行委員会

事務局(商工農政課内) ☎38・5812  
まで。

## 五条川桜並木の消毒情報をもメールで配信します

岩倉市では、4月から10月まで随時、

五条川河畔の桜の消毒を予定しています。

桜の消毒を行う前日と当日には広報車でお知らせしていますが、不在の場合や雨天および強風により延期した場合は、ご迷惑をおかけすることがあります。

そこで、ご希望の人に桜の消毒情報をご自宅のパソコンや携帯電話にEメールで配信します。Eメール配信をご希望の人は「桜の消毒情報配信希望」と本文に入れていただき、次のアドレスへEメールを送信してください。送信いただいたアドレスを登録させていただき、桜の消毒情報を随時配信します。

流域住民の人や、五条川をウォーキングされる人にもご迷惑をおかけします。が、ご理解とご協力をお願いします。

● **Eメールアドレス** shokono@city.iwakura.aichi.jp

送信していただいたメールアドレスは、桜の消毒情報の提供以外には使用しません。

● **問合先** 商工農政課商工観光グループ(☎38・5812)まで。



## 樹木・樹林に報奨金を交付します

岩倉市では、市民の身近なみどりの保護、保全を図るため、社寺境内等の樹木または樹林、あるいは屋敷林等民有地のみどりを「保護樹・保護樹林」として指定する制度を制定しています。

該当する樹木等の所有者または管理者は、積極的に申請してくださいますようお願いします。

### 平成23年度までの指定状況

★保護樹：92本

★保護樹林：9カ所

### 指定基準

★保護樹：地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上または高さが15m以上のもの

★保護樹林：樹林として存する土地の面積が500平方m以上のもの

### 報奨金額

★保護樹：1カ所1本年額5千円、2本以上は年額1万円

★保護樹林：1カ所年額2万円

### 樹勢診断と治療費の助成

指定した樹木が損傷、あるいは病害

虫等が原因で衰えた場合は、市で派遣する樹木医によって樹勢診断を受けることができます(診断費用は市が負担します)。

診断結果を踏まえ、所有者等と市が協議し、治療が必要であると認めるときは、治療に必要な経費の2分の1の額(限度額は25万5千円)を助成します。

●申請期間 4月2日(月)～27日(金)(土・日曜日は除く)

●問合せ 都市整備課計画グループ(☎3815814)まで。

## 春の緑化強調期間「緑の募金」にご協力を

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づいて行われています。集められた募金は、学校・公園等への植樹・緑化木・草花の配布、みどりの少年団の育成、樹木診断等、身近な緑化の推進や森林整備に関する事業費に充てられます。

愛知県では、春の緑化強調期間として4月1日(日)から5月31日(木)まで、県植樹祭をはじめとしてさまざまな緑化

運動が行われます。

期間中、岩倉市でも「緑の募金」活動のキャンペーンを行います。

緑をふやし、緑をまもり、緑をひろげる活動に、ぜひご協力をお願いします。

### 募金取扱機関

県下各市町村役所・役場

・愛知県尾張農林水産事務所

●実施主体 公益社団法人 愛知県緑化推進委員会

●問合せ 都市整備課計画グループ(☎3815814)まで。

## いわくら少年少女合唱団第1期生を募集します

いわくら少年少女合唱団では、第19期生を募集します。

当合唱団は、平成6年7月に結成され、現在21人の団員がいます。

市民音楽祭や愛知県少年少女合唱フェスティバルへの出演、市内施設での演奏など多彩な活動を展開しています。

歌の好きな人、私たちと一緒に楽しく歌いませんか。入団をお待ちしています。なお、申し込みには保護者の同意が必要です。

●参加資格 小学校1年生から高校3年生までの児童、生徒で定例の練習日に参加できる人。

●入団説明会 5月12日(土)午前10時～、みどりの家

練習が見学できます(4月7日(土)午前

10時～正午 南小学校内きらきら広場、4月14日(土)28日(土)午前10時～正午みどりの家。

●定例練習 毎週土曜日

★第1・3・5土曜日：午前10時～正午 南小学校内きらきら広場

★第2・4土曜日：午前10時～正午みどりの家

●団費等 入団金1千円、団費月額1千500円、制服貸与料年額2千円(他に楽譜代などが必要となります)

### ●今年度の主な予定

・8月26日(日)愛知県少年少女合唱連盟第16回合唱フェスティバル出演

・11月4日(日)第41回市民音楽祭参加

●問合せ ピアゴ岩倉店西隣井上皮膚科(☎3721100)、または生涯学習課生涯学習グループ(☎3815819)まで。



## 4月からの国民年金保険料・年金給付額をお知らせします



### 国民年金保険料

4月から平成25年3月までの国民年金保険料は、月額1万4千980円となります。

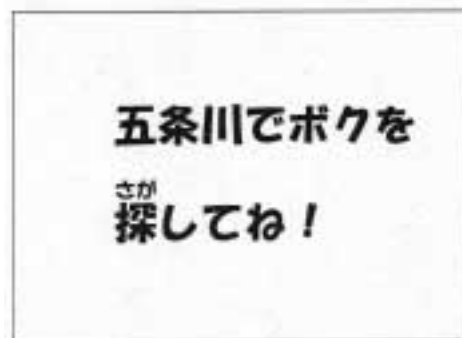
### 年金給付額について

平成24年度の年金給付額は、6月支払い分より前年度から0.3%の引下げとなります。

国民年金の年金額は、40年間保険料を納付された場合に、満額の老齢基礎年金が支給されます。

その年金額が78万6千500円(月額6万5千541円)となり、月額200円引下げられることとなりました。

●問合せ 一宮年金事務所(☎05861451417) または、市民窓口課窓口グループ年金担当(☎3815807)まで。



# 中学生の皆さんへ モンゴルの大自然の 雄大さを肌で感じてみませんか

岩倉市教育委員会では、  
将来を担う中学生の皆さんに、  
国際的な視野と見識を深め  
てもらうため、海外に派遣す  
る中学生を募集します。

モンゴルは、雄大な大自然  
に恵まれ、伝統的な文化や  
生活を満喫できる国です。

現地ではホームステイをして、学校訪問や乗馬体験、星座観察などの体験活  
動を行いますので、ぜひ応募してください。



●派遣先 モンゴル ウランバートルおよびテレルジ

●派遣期間 8月14日(火)~21日(火)7泊8日

※日程については、変更になる場合があります。

●応募資格

- ★市内に在住の中学生(私立中学生も含む)
- ★心身ともに健康で、研修意欲が旺盛な生徒
- ★事前研修などに参加できる生徒
- ★保護者の同意が得られる生徒
- ★過去に派遣されたことのない生徒

●募集人数 14人

(中学3年生8人、中学1・2年生6人を原則とします)

●参加費用 1人3万円

(個人的な経費は除きます。)

●申込方法 4月6日(金)から5月2日(水)までに参加申込書に必要事項を  
生徒本人が記入のうえ、市立中学校の中学生は在籍する学校へ、それ以外  
の中学生は、学校教育課へ提出してください。

★参加申込書は、学校教育課および各市立中学校にあります。

●選考方法 作文・面接・英語インタビュー等を実施のうえ選考し、  
後日公開抽選で決定します。

●選考日 5月13日(日)午前9時から岩倉市役所で行います。

●問合先 学校教育課学校教育グループ(☎38-5818)まで。





# 健康講座

## ドライマウスのお話

尾北歯科医師会 浅田 一史

口の中がネバネバする、乾いた食べ物が食べにくくなった、口臭が気になるようになった、口の中がヒリヒリ痛む、舌がひび割れる、虫歯・口内炎がよくできる、入れ歯が合わなくなる、味がよくわからなくなった…もしこのような症状が続いていましたら「ドライマウス」かもしれません。

ドライマウス（口腔乾燥症）は唾液の分泌量が減りお口が乾燥して渇く病気で、唾液が出なくなる事により、私たちの体にはさまざまな不都合が生じてきます。食事時には食べ物を飲み込み難くなり、食物の中にある「味」の物質を溶かして味覚を高める事もできなくなります。また、お口の中の汚れが自然に洗い流されなくなり、虫歯や歯

周病にかかり易くなります。唾液は細菌と戦い繁殖を防ぐ役割もしているのです。そのうえ、でんぷんを分解して消化を助ける事にも一役買っているのです。唾液は健康の源とも言える大切な役割をもっているのです。

ドライマウスはさまざまな原因によって起こります。食生活の変化、精神的なストレス、糖尿病、高血圧等の病気によるもの、薬の副作用、老化、シェーグレン症候群によるもの等です。

※シェーグレン症候群とは自己免疫疾患で、唾液腺や涙腺に何らかの原因で慢性的な炎症が起こり発症します。一般的に男性より女性に多く55歳から64歳が発症のピークといわれています。

原因はある程度わかってきています

がドライマウスの根本的治療法はまだ見つかっていません。とは言え症状を軽くする薬を使ったり、日常生活で少し気を付けることによりかなり快適に生活を送ることが出来ます。外出時には飲み物を携帯してお口の渇きをなくすようにして、おうちに居る時は部屋の湿度に注意して症状を和らげる事も可能です。

お口が渴いているとつい口当たりの良い食事をしがちですが、いろいろな物を摂取して栄養素をバランス良く採る事も大切です。バランスの良い食事の後は唾液が少ないと虫歯や歯周病になりやすいので毎食後、必ず歯磨きをしてお口の中を清潔に保つようにしましょう。また適度な運動、ストレスを溜めない事、規則正しい生活をし、睡眠をじゅう

ぶんとる事等があげられます。

ドライマウスではないかと不安のある時は、ご自分だけで判断せずに医師、歯科医師に相談し正しい対処をしていたくのが改善の近道です。主たる原因を特定し適切な対処法を指示していただけるかと思います。



# 暮らしのガイド

催し



●みどりの家からのお知らせ 4月

みどりのコンサートへの調べ

セントラル愛知交響楽団のオーボエ奏者の安原太武郎さん、コンサートマスターの寺田史人さんを中心に結成された『寺田弦楽四重奏団』のコラボをお楽しみください。

●演奏 寺田弦楽四重奏団  
：寺田史人、神野玲子、依田郁子、石橋隆弘、オーボエ：安原太武郎

●曲目 ハイドン：弦楽四重奏曲第76番二短調、作品76「2「五度」、モーツァルト：オーボエ協奏曲ハ長調 K314 ほか

●とき 4月5日(木)午後7時開演

ミニミニコンサート

今月は、名古屋芸術大学の卒業生・在校生を中心に活動している金管アンサンブルの演奏です♪

金管楽器のみで作られる音楽をお楽しみください。

●出演 天神山ブラスアンサンブル

●曲目 王宮の花火の音楽より 3つのダンスエピソード、猫組曲 ほか

●とき 4月22日(日)午後2時

※すべて、みどりの家「ふれあい交流ホール」で開催します。入場無料。

※駐車場がありませんので車での来場はご遠慮ください。

●問合せ先 地域交流センター みどりの家 ☎66-6700

●希望の家からのお知らせ



わらじ作りに挑戦！

わらじ作りの名人を先生に迎えてわらじを作ってみ

ませんか。作った後は実際に履いてみてわらじの感触を体験します。

●とき 4月22日(日)午前10時～午後3時

●参加費 1千円(材料費含む)

●定員 20人

●持ち物 お茶・お弁当

●さつまいもの作付けと春野菜の収穫

さつまいもの作付けは希望の家の小さな畑で、春野菜の収穫は市内で協力していただいている人の畑で行った後、ピザ作りを予定しています。

※参加者は、秋の収穫の参加費が割引になります。

●とき 5月20日(日)午前10時～午後3時

●参加費 1千円(材料費含む)

●定員 20人

●持ち物 お茶・お弁当

●申込・問合せ先 希望の家 ☎37-4191

●歌謡舞踊

内田より実社中の皆さんが慰問にお越しになり、見事な舞踊を発表してください。

外国人講師

●レベル別少人数制  
●とってお値打ち月謝制 (6,300円～)  
●振替レッスン可能  
●途中で先生が代わることがない  
●日本人講師クラスもあります  
●児童英検会場校

## 英会話

未就園児からシニアまで

こども ひよこ(未就園児)・幼児・小学生・中学生・高校生クラス

大人 日常英会話、トラベル、TOEIC、ビジネス、シニア・ブライベートレッスン

無料体験レッスン 随時受付中!!

ABCイングリッシュハウス

■本校・犬山校 犬山市松本町1-117 熊沢ビル3F フリーコール  
■岩倉校 岩倉市栄町2-30 水野ビル1F 0800-170-8686

広告

ホチョウキ Heart(ハート)  
0587-37-3336(岩倉駅東口南へ400m)

「Heart(心)」の中には「ear(耳)」があり「hear(聞こえ)」がある。心通じ合う会話のお手伝いをさせていただきます。

◇認定補聴器技能者常駐 補聴器専門店

■9:00～18:00 岩倉市下本町下寺廻5-1  
■定休日 日曜日 グレース鶴見二番館102

広告

## 市民スペース情報

市役所  
市民ギャラリー

【岩倉桜まつり協賛小品展】

と き 4月2日(月) 午前9時30分～7日(土) 午後4時

問合先 岩倉市書道連盟(☎37-8940)

【第4回小学生写生大会「描こう! 私達のたから」in岩倉桜まつり】

と き 4月23日(月) 午前11時～28日(土) 午後3時

問合先 岩倉青年会議所 丹羽(☎66-3400)

生涯学習センター  
ギャラリー

【命の未来を想う—ポスター展と暮らしの提案—】

と き 4月6日(金) 午前9時～11日(水) 午後5時

問合先 杵本(☎090-6599-7584)

とき 4月16日(月) 午後2時  
ところ 南部老人憩の家  
(大地町)  
出演者 内田実の秀さん  
(内田流師範) ほか  
問合先 南部老人憩の家  
(☎37-0497)

## ソフトテニス大会



岩倉市ソフトテニス協会では、第73回市民ソフトテニス大会を開催します。  
と き 4月22日(日) 午前10時～(受付午前9時～)  
※雨天予備日4月29日(日) 祝  
ところ 野寄テニスコート  
種目 男女別ダブルス  
参加資格 市内在住・在学・在勤者(高校生以上)  
参加費 1人500円  
申込方法 当日、会場で受け付けます。  
問合先 岩倉市ソフトテニス協会

## 募集



ニス協会小池(☎37-1878)

## わくわく体験教室・わくわくクラブ会員

NPO法人わくわく体験隊では、子どもたちにさまざまな体験を通して「好奇心」、「探究心」、「創造性」、「独創性」を育んでくれるよう、体験活動を行っています。

わくわく体験教室のクラブ会員になると、年間を通して行われるイベントをお知らせします。入会費・年会費は無料です。  
※宿泊を伴うイベントは会員対象となります。

対象 小学校1～6年生  
ところ 希望の家(川井町 ※水曜休館日)

ホームページアドレス  
<http://berneland.com/wakuwaku/>

申込・問合先 希望の家(☎37-4191)

## 図書館人形劇フェスティバル実行委員(ボランティア)

図書館では、毎年人形劇フェスティバルを開催しています。

本年は9月8日(土)に開催を予定していますが、その企画・運営に携わっていただく実行委員を募集します。

主な活動内容は、人形劇フェスティバルのPR、子ども手づくりコーナーの企画、当日の会場運営などです。

フェスティバルまで月に1、2回程度集まっていたいただく予定です。

応募方法 4月15日(日)までに図書館までご連絡ください(電話可)。

問合先 図書館(☎37-6804)



岩倉市上下水道指定工事店

60年の実績! 宅内下水道切替工事いたします

## 桜井工業株式会社

岩倉市西市町西野々20 TEL:37-2205

桜井工業株式会社 リフォーム事業部

リフォーム増改築・バリアフリー工事、実績多数!

## リフォームのさくらハウス

岩倉市本町門前13 TEL:37-2205

広告

白内障・緑内障検診 眼鏡処方

小牧山アピタ南隣 P有

## 小牧平田眼科

日本眼科学会 眼科専門医 医学博士 久田 廣次

〒485-0046 小牧市堀の内4丁目52-1

TEL(0568)74-6638

診療時間 △:土曜 午後2:00～午後4:00

時間 曜 日 月 火 水 木 金 土

午前9:00～12:00 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

午後3:30～6:30 ○ ○ ○ ○ ○ ○ △

■休診 日・日曜・祝日

■診療科目 眼科・小児眼科

平田眼科 検索



広告



## 空手道連盟

| 名 称    | 会 場        | と き                 | 会 費                    | 対 象               | 募集 | 指導者           | 申込先     |
|--------|------------|---------------------|------------------------|-------------------|----|---------------|---------|
| 北空手道   | 総合体育文化センター | 水・金曜日<br>午後6時30分～9時 | 入会金 2,000円<br>月 1,000円 | 一般<br>小・中・<br>高校生 | 多数 | 太田勝己<br>田中伸行  | 会場で受け付け |
| 五条川空手道 | 五条川小学校体育館  | 月・水曜日<br>午後7時～8時30分 | 入会金 2,000円<br>月 1,500円 | 〃                 | 〃  | 船橋茂樹<br>丹羽金昇  | 〃       |
| 東新町空手道 | 岩倉団地集会所    | 月・木曜日午後7時～9時        | 月 3,500円               | 〃                 | 〃  | 村松真理子<br>大石 武 | 〃       |
|        | 岩倉東小学校体育館  | 金曜日午後7時～9時          |                        |                   |    |               |         |

## バレーボール協会

| 団体名         | 会 場              | と き                               | 会 費      | 対 象          | 申込先     |
|-------------|------------------|-----------------------------------|----------|--------------|---------|
| 岩倉北バレーボール   | 市立体育館<br>(北小学校内) | 土曜日<br>午後2時30分～4時30分              | 月 500円   | 婦人           | 会場で受け付け |
| 岩倉南バレーボール   | 南小学校体育館          | 水曜日午後7時～9時30分<br>土曜日午後1時30分～4時30分 | 〃        | 〃            | 〃       |
| 岩倉東バレーボール   | 東小学校体育館          | 水曜日<br>午後7時30分～9時30分              | 〃        | 〃            | 〃       |
| 五条川バレーボール   | 五条川小学校体育館        | 土曜日<br>午後2時30分～5時                 | 〃        | 〃            | 〃       |
| 曾野バレーボール    | 曾野小学校体育館         | 火・土曜日<br>午後7時～9時30分               | 月 600円   | 〃            | 〃       |
| 岩倉すみれバレーボール | 総合体育文化センター       | 水曜日<br>午前9時30分～正午                 | 月 1,000円 | 〃            | 〃       |
| つくしバレーボール   | 南小学校体育館          | 土曜日<br>午後7時～9時30分                 | 〃        | 〃            | 〃       |
| 岩倉FVI       | 市立体育館<br>(北小学校内) | 月曜日<br>午後7時30分～9時30分              | 〃        | 高校生以上<br>の女子 | 〃       |
| 男子バレーボール岩倉  | 市立体育館<br>(北小学校内) | 土曜日<br>午後零時30分～2時30分              | 年 1,600円 | 高校生以上        | 〃       |

## バドミントン協会

| 団体名        | 会 場              | と き                            | 会 費                      | 対 象          | 申込先     |
|------------|------------------|--------------------------------|--------------------------|--------------|---------|
| 北小バドミントン   | 市立体育館<br>(北小学校内) | 火曜日<br>午後7時30分～9時30分           | 月 700円                   | 小学5年生<br>以上  | 会場で受け付け |
| 東小バドミントン   | 東小学校体育館          | 月曜日<br>午後7時30分～9時30分           | 月 500円                   | 〃<br>(初心者歓迎) | 〃       |
| 五条川小バドミントン | 五条川小学校体育館        | 土曜日<br>午後7時30分～9時30分           | 〃                        | 〃            | 〃       |
| 曾野小バドミントン  | 曾野小学校体育館         | 木曜日<br>午後7時30分～9時30分           | 〃                        | 〃<br>(初心者歓迎) | 〃       |
| 南中バドミントン   | 南部中学校体育館         | 土曜日<br>午後7時30分～9時30分           | 〃                        | 〃            | 〃       |
| 総体バドミントン   | 総合体育文化センター       | 木曜日午前9時～正午<br>土曜日午後7時30分～9時30分 | (木)月 1,000円<br>(土)月 700円 | 〃<br>(初心者歓迎) | 〃       |

# 岩倉市体育協会の会員を募集します

▶ 問合先 岩倉市体育協会事務局(生涯学習課スポーツグループ ☎38-5819)

| 名 称       | 会 場               | と き                                      | 会 費                     | 対 象         | 募 集 | 指 導 者         | 申 込 先                            |
|-----------|-------------------|------------------------------------------|-------------------------|-------------|-----|---------------|----------------------------------|
| ソフトテニス協会  | 野寄テニスコート          | 水・土・日曜日<br>午前9時～午後1時                     | 入会金 2,000円<br>年 12,000円 | 中学生以上       | 多数  | 小池幸夫          | 会場で受け付け<br>小池幸夫<br>090-4447-3137 |
| 剣道連盟      | 岩倉中学校<br>弘道館      | 月・金曜日<br>午後6時45分～9時30分                   | 年 5,000円                | 中学生以上       | 〃   | 松岡良高<br>松下明房  | 会場で受け付け                          |
|           | 総合体育文化センター        | 土曜日<br>午後6時～9時                           |                         |             |     |               |                                  |
| 居合道       | 岩倉中学校<br>弘道館      | 水・土曜日<br>午後6時45分～9時30分                   | 月 1,500円                | 小学校5年生以上    | 〃   | 〃             | 〃                                |
| 柔道会       | 総合体育文化センター        | 火・木・土曜日<br>午後7時～9時                       | 入会金 1,000円<br>年 5,000円  | 高校生一般       | 〃   | 小林勝輝<br>鉄屋征志  | 会場で受け付け<br>小林勝輝<br>66-6922       |
|           | 南部中学校<br>弘道館      | 月・金曜日<br>午後7時～9時                         |                         |             |     |               |                                  |
| サッカー協会    | 石仏スポーツ<br>広場      | 第1・3土曜日<br>午前9時～午後5時<br>日曜日<br>午前9時～午後5時 | 年 12,000円               | ジュニア・一般・シニア | 〃   | 服部光知哲         | 会場で受け付け                          |
| テニス協会     | 野寄テニスコート          | 土・日曜日<br>午前9時～午後5時                       | 入会金 3,000円<br>月 800円    | 一般          | 〃   | 渡辺茂男          | 会場で受け付け                          |
| スキー部      | 未定                | 随時                                       | 入会金 1,000円<br>年 2,000円  | 〃           | 〃   | 河村鎮行<br>長谷川雄一 | 長谷川雄一<br>090-1833-1028           |
| 山岳会       | 総合体育文化センター        | 例会・月2回<br>午後7時30分～9時                     | 入会金 4,000円<br>年 6,000円  | 〃           | 〃   | 栗木洋明          | 栗木洋明<br>37-0905                  |
| ゴルフ部会     | 国際ゴルフクラブ<br>(小牧市) | 水曜日午後8時～                                 | 年 1,000円                | 〃           | 〃   | 山内幹夫          | 会場で受け付け<br>山内幹夫<br>37-1585       |
| バスケットボール部 | 総合体育文化センター        | 土曜日<br>午後7時～9時                           | 月 500円                  | 〃           | 〃   | 山口有香          | 会場で受け付け                          |

軟式野球・ソフトボール(男子・女子)を希望されるチームは、軟式野球(事務局)大野正昭(☎57-0205)、ソフトボール(事務局)小島保光(☎37-0472)までご連絡ください。

## 卓球協会

| 名 称    | 会 場              | と き                  | 会 費                                                            | 対 象       | 募集  | 指導者           | 申込先     |
|--------|------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------|-----------|-----|---------------|---------|
| 北小卓球   | 市立体育館<br>(北小学校内) | 木曜日<br>午後7時30分～9時30分 | 年会費<br>一般 6,250円<br>65歳以上 5,000円<br>高校生 5,250円<br>小・中学生 2,500円 | 一般<br>高校生 | 多数  | 谷 正明          | 会場で受け付け |
| 東小卓球   | 東小学校体育館          | 日曜日<br>午前9時～午後零時30分  |                                                                | 〃         | 〃   | 曾我金作          | 〃       |
|        |                  |                      |                                                                | 小・中学生     |     | 桜井一雄          |         |
| 五条川小卓球 | 五条川小学校<br>体育館    | 金曜日<br>午後7時30分～9時30分 |                                                                | 一般<br>高校生 | 〃   | 曾我金作          | 〃       |
| 南中卓球   | 南部中学校体育館         | 水曜日<br>午後7時30分～9時30分 |                                                                | 〃         | 〃   | 曾我金作          | 〃       |
| ママさん卓球 | 総合体育文化<br>センター   | 木曜日<br>午前9時～正午       |                                                                | 婦人        | 20人 | 小林啓子<br>長谷川鈴代 | 〃       |

## 図書館パート職員

業務内容 カウンター業務  
(圖書の貸出・返却処理等)、  
書架整理など

勤務日・時間 土・日曜日  
と祝日の内、指定した日の  
午前9時～午後5時

賞金 市の規定による

募集人員 若干名

採用予定日 5月1日(火)

募集期間 4月3日(火)～  
15日(日)ただし、月曜日はお  
休みです。

面接予定日 4月17日(火)

提出書類 履歴書(図書  
館に用意してあります。市  
販のものでも可)。図書館司  
書の資格を有する人は、そ  
の資格を証するものの写し。

申込・問合先 図書館(☎  
37-6804)

## 第57回四市交歓体育 大会参加者

犬山・江南・岩倉・小牧市  
の四市と四市教育委員会・  
四市体育協会が開催する第  
57回四市交歓体育大会が小  
牧市で行われます。

| 種別  | 種 目                                           | 定 員 | 種別  | 種 目                        | 定 員 |
|-----|-----------------------------------------------|-----|-----|----------------------------|-----|
| 男子部 | 100m走<br>400m走<br>1500m走<br>走高跳<br>走幅跳<br>砲丸投 | 各2人 | 女子部 | 100m走<br>走高跳<br>走幅跳<br>砲丸投 | 各2人 |
|     | 5000m走                                        | 3人  |     | 400mリレー                    | 4人  |
|     | 400mリレー                                       | 4人  |     |                            |     |

この大会は、陸上競技を  
始め14種目にわたって行わ  
れますが岩倉市では陸上競  
技の出場選手を募集します。  
▼とき 5月13日(日)午前9  
時～  
▼ところ 小牧市南スポー  
ツセンターグラウンド  
▼募集種目 左表のとおり

▼募集期限 4月10日(火)  
▼申込・問合先 生涯学習  
課スポーツグループ(☎38  
-5819)

## ミニステージ・市民 ギャラリーの利用者

市役所の庁舎には、市民  
の皆さんに利用していただ  
けるミニステージとギャラリ  
ーがあります。作品発表の  
展示会を開いたり、休日のひ  
とときにサークルや仲間同  
士でコンサートを開いてみ  
てはいかがですか。皆さんの  
ご利用をお待ちしています。  
なお、ミニステージ・市民  
ギャラリーは庁舎管理上、利  
用できない日がありますの  
でご注意ください。

### ミニステージ

1階東玄関付近に位置す  
る光あふれるステージです。  
少人数のアンサンブルなど  
に向いています。またピアノ、  
マイクなどの設備も備えて  
います。

利用時間 土・日曜日の午  
前8時30分～午後7時

ジャンル 自由

※カラオケは除きます

▼舞台面積 約6<sup>メートル</sup>×3・5<sup>メートル</sup>

▼設備 グランドピアノ、マ  
イクなど  
※事前の利用申請が必要で  
す  
市民ギャラリー  
2階レストラン入口に面し  
窓からは庭園も見渡せる明  
るいスペースです。展示ボー  
ドや展示用ガラスケースを  
備えており、絵画や書、写真  
などの作品展示に適してい  
ます。

利用時間 月～日曜日の  
午前8時30分～午後7時

ジャンル 自由

※文化・芸術作品等の展示  
に限る

▼展示スペース 約22<sup>メートル</sup>

▼設備 展示ボード(180<sup>センチメートル</sup>×90<sup>センチメートル</sup>)、ガラスケー  
スなど

※事前の利用申請が必要で  
す

利用の申し込みについて

▼申込受付開始時期

7～9月利用分：4月1日

10～12月利用分：7月1日

1～3月利用分：10月1日

4～6月利用分：1月4日

▼受付時間 月～金曜日午  
前8時30分～午後5時(休  
日を除く)

▼受付場所 生涯学習課生  
涯学習グループ

★利用申込できる人は市内  
在住または在勤の人に限り  
ます。

★申込受付月の初日(休日  
の場合、直後の平日)の午前  
9時時点で希望日時の重なる  
申請があった場合は抽選  
となります。

利用にあたっての注意事項

★利用できない日

①市役所が閉庁となる日

②その他教育委員会が管理  
上必要と認めるとき

★ミニステージ・市民ギャラ  
リーとも利用料は無料です  
が、開催される行事は無料  
で一般市民に開放されるも  
のに限りません。

★市民ギャラリーの使用の際、  
監視者が必要な場合は主催  
者側で用意してください。

★市民ギャラリーの利用期  
間には、作品の搬入・搬出を  
含みます。

★ミニステージの利用時間  
にはセッティング、片付け、リ  
ハール等の時間を含みま  
す。なお、会場整理などは主  
催者側でお願いします。

★ミニステージは練習用に  
使用することはできません。

★ミニステージ・市民ギャラ  
リーとも、物品・チケットの  
販売などの営業行為や募金  
活動を行うことはできませ  
ん。

★利用中の事故、作品の破損、  
などについては責任を負い  
ません。設備の破損等があつ



岩倉スポーツクラブでは  
カローリング大会の参加者  
を募集します。  
カローリングは「室内で  
できるカローリング」と呼ばれ  
ています。年齢を問わず誰  
でも楽しめるスポーツです。  
仲間で、家族で、気軽にこ参



## ●岩倉スポーツクラブ カローリング大会参 加者

た場合、実費を請求させて  
いただく場合があります。  
★申請の内容によっては利  
用をお断りする場合があります。  
▼問合せ 生涯学習課生涯  
学習グループ(☎38-58  
19)

新川流域総合治水対策協  
議会では総合治水対策を知  
つていただくため、雨水を一  
時的に貯める施設などの洪  
水対策施設をバスでまわり、  
見学します。昼食時には楽  
しいクイズ大会も行います。  
▼とき 5月13日(日)午前10  
時～午後4時(予定)  
▼集合場所 愛知県庁(受付  
午前9時45分～)

## ●新川親子流域フォー ラム参加者

▼申込・問合せ 岩倉スポー  
ツクラブ事務局(総合体育文  
化センター内 ☎66-222  
2)

加ください。  
▼とき 5月19日(土)午前9  
時～午後1時  
▼ところ 総合体育文化セ  
ンターアリーナ  
▼対象 市内在住・在勤の小  
学生以上  
▼募集人数 40チーム(1チ  
ーム3人)  
▼家族チームは4人でも可  
▼参加費 1人300円(保  
険料含む)  
※会員は100円  
▼締切日 5月13日(日)  
※先着順  
▼申込・問合せ 岩倉スポー  
ツクラブ事務局(総合体育文  
化センター内 ☎66-222  
2)

▼見学予定地 雨水調整施  
設(大治町)、みずとびあ庄  
内(清須市)、助七ポンプ場(清  
須市)、洗堰緑地貯留施設(名  
古屋市)、名鉄五条川橋梁改  
築工事(清須市、あま市)、日  
光川排水機場(飛鳥村)  
※天候等により見学地・昼食  
会場が変わることがあります。  
▼参加資格 市内に在住の  
小学生新4～6年生とその  
保護者  
▼参加費 無料(昼食を含む)  
※集合場所までの交通費は  
参加者負担となります。  
▼定員 40組80人  
▼申込方法 官製はがきに「  
新川親子流域フォーラム参  
加希望」と明記し、「郵便番  
号、住所、電話番号、保護者  
の①氏名②性別③新学年・年齢  
」を記入してください。  
※電話番号については当日  
の緊急連絡先として必要と  
なります。  
▼申込先 〒482-868  
6(住所不要) 都市整備課  
管理グループあて  
▼申込期限 4月18日(水)必  
着  
▼抽選・発表 応募者多数の  
場合は抽選のうえ、当落にか  
かわらず4月30日ごろまで  
に手紙を郵送します。  
▼問合せ 都市整備課管理

グループ(☎38-5813)  
または、愛知県河川課計画グ  
ループ(☎052-954-  
6555)  
●臨床心理士によるこ  
ころの健康相談  
「最近ゆううつ」、「よく眠  
れない」、「食欲がわかない」  
など心身の不調が長引くよ  
うな場合、背後にこころの病  
気が隠れていることがあり  
ます。  
話を聞いてもらうだけで  
こころが楽になることも少  
なくありません。こころの疲  
れがとれないときには、早い  
時期に相談してみましよう。  
※予約が必要です。  
▼とき・内容 下表のとおり  
▼ところ 保健センター  
▼相談時間 1人30分程度  
▼申込方法 保健センター  
で受け付けます(電話可)。  
▼申込・問合せ 健康課指導  
グループ(保健センター内 ☎  
37-3511)



| 実 施 日    |           | 時 間                  | 内 容                                  |
|----------|-----------|----------------------|--------------------------------------|
| 4月19日(木) | 10月18日(木) | 13:30～15:30<br>(予約制) | 臨床心理士によるこころの健康相談<br>(相談時間は1人30分程度です) |
| 5月17日(木) | 11月1日(木)  |                      |                                      |
| 6月7日(木)  | 12月20日(木) |                      |                                      |
| 7月5日(木)  | 1月17日(木)  |                      |                                      |
| 8月2日(木)  | 2月21日(木)  |                      |                                      |
| 9月20日(木) | 3月7日(木)   |                      |                                      |

※日程は変更する可能性があります。毎月15日号の広報で確認してください。

## 妊婦歯科健康診査



妊娠中は口の中の環境が変化しやすく、虫歯や歯周病などが起こりやすい状態になります。出産前までにお口の状態を確認しておきましょう。

※予約が必要です。

とき 4月24日(火)

ところ 保健センター

受付時間 午後1時20分～2時55分(予約された時間にお越しください)

対象 妊婦

定員 20人

内容 歯牙・歯周診査、R

Dテスト(むし歯菌の検査、

歯垢染め出し・ブラッシング

指導 ほか(所要時間45分

程度)

持ち物 母子健康手帳、

歯ブラシ、コップ、タオル

申込方法 保健センター

で受け付けます(電話可)。

申込・問合先 健康課指

導グループ(保健センター

内 37-3511)

## 65歳節目歯科健康診査

65歳からの健康づくり講座

ここから差がつく65歳! 達者な老後を送る秘訣を教えます

いつまでも「いきいき」と暮らしていくためには、心身の衰えを予防することが大切です。65歳という節目にお口の健康度を確認し、達者な老後を送るための日常生活の中でのちょっとした工夫を学んで見ませんか。

とき・対象 左表のとおり

| と き               | 対 象                    |
|-------------------|------------------------|
| 4月25日(水)          | 昭和22年4・5月生まれ           |
| 4月27日(金)          | 昭和22年6・7月生まれ           |
| 7月2日(月)           | 昭和22年8・9月生まれ           |
| 7月4日(水)           | 昭和22年10・11月生まれ         |
| 平成25年<br>2月25日(月) | 昭和22年12月<br>昭和23年1月生まれ |
| 2月26日(火)          | 昭和23年2・3月生まれ           |

時間 午後1時～3時(要予約)

ところ 保健センター

内容 歯牙・歯周診査、歯のいきいき度測定(口腔年齢)、ペリオスクリーン(唾液中の潜血検査)、健康体操、頭の体操ゲーム、口臭測定(申し込み時に測定希望をお伝えください)ほか

申込方法 保健センターで受け付けます(電話可)。

申込・問合先 健康課指導グループ(保健センター内 37-3511)

女性のがんについての講演会

乳がんは、30～64歳の女性では、がんによる死亡原因のトップです。また、子宮頸がんは、20～30歳の若い年代に増えています。予防のためには、正しい知識を身につけること、早期発見のため、がん検診を受けることが大切です。この機会に女性のがん予防について学び、あなたのからだを守りましょう。

とき 4月20日(金)午後1時30分～3時

ところ 生涯学習センター 研修室1

内容 講演会「子宮がん・乳がんについて知ろう」自分のからだと上手につきあうために」

講師 医師 伊藤 富士子さん(国際セントラルクリニク婦人科部長)

申込方法 保健センターで受け付けます(電話可)。

申込・問合先 健康課指導グループ(保健センター内 37-3511)



高額な外来診療を受ける皆さんへ

4月1日からは高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証等や被保険者証等を提示すれば、ひと月の医療機関等の窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

70歳未満の人と70歳以上の非課税世帯等の人は、加入する医療保険者に事前に申請し、交付を受ける必要があります。申請方法、自己

負担限度額等、詳しくはご加入の医療保険者にご相談ください。

墓地・納骨堂・火葬場の経営許可等の事務



墓地、埋葬等に関する法律の改正により、4月1日から墓地、納骨堂や火葬場の経営許可等の事務が愛知県から権限移譲され、市で行うこととなります。

許可の範囲

・墓地、納骨堂および火葬場の経営許可  
・墓地区域、納骨堂および火葬場の施設の変更並びに墓地、納骨堂および火葬場

の廃止の許可  
・墓地、納骨堂および火葬場の管理者からの必要な報告など

▼問合先 市民窓口課窓口グループ(☎38-5807)

尾張市町交通災害共済

●平成24年度の加入申し込みはもうお済みですか？



ただいま加入申し込み受け付け中です。

交通災害共済は、加入された会員が交通事故でけがや死亡された場合に、交通災害の程度に応じて見舞金をお支払いする制度です。

▼加入資格 岩倉市の住民基本台帳に記録されている人または外国人登録をされている人。

▼会費 一人年額5000円(9月30日以降に加入の申し込みをされる場合は、一人300円)

▼共済期間 4月1日(途中加入の場合は加入日の翌日)～平成25年3月31日

▼加入申込方法 平成23年度に加入された世帯へは申込書がすでに郵便されています。指定の取扱場所で会費を添えて申し込みをしてください。

新規で加入される場合は、市役所市民窓口課で受け付けています。

★取扱場所  
・市役所市民窓口課  
・いちい信用金庫愛北営業部・岩倉支店

・愛知北農業協同組合岩倉支店・岩倉西支店  
・中京銀行岩倉支店  
・岐阜銀行岩倉支店  
・名古屋銀行岩倉支店  
・十六銀行岩倉支店  
・愛知銀行岩倉支店

※三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行(郵便局)での取り扱いはできません。

▼会費の公費助成 岩倉市では、お年寄りや障害のある人の交通災害共済会費を助成しています。会費の全額を岩倉市が支払って加入しますので、対象となる人はご自

分で加入手続きする必要はありません。

▼公費助成対象者 平成24年4月1日現在、岩倉市の住民基本台帳に記録されている人または外国人登録をされている人で次のいずれかに該当する人です。

★75歳以上(昭和12年4月2日以前生まれ)の人  
★身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人

▼対象となる交通事故 自動車、バイク、自転車による人身事故

▼申込・問合先 市民窓口課窓口グループ(☎38-5807)

犯罪にあわない 犯罪を起こさせない 犯罪を見逃さない

●春の安全なまちづくり県民運動4月1日(日)～10日(火)

子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止

・子どもを1人で遊ばせないようにしましょう。  
・子どもが出かけるときは必ず行き先を告げさせるようにしましょう。  
・人通りが多い明るい道を

通りましょう。

・防犯ブザーやホイッスルを携帯し、いつでも使える状態にしておきましょう。

・不審者を寄せ付けないよう、地域ぐるみで「あいさつ・声かけ運動」を広げましょう。

住宅を対象とした侵入盗の防止

・短時間の外出でも必ずカギをかけましょう。また、在宅中でもカギをかけましょう。  
・ドアは「ツーロック」(カギを2つかける)にして、窓には補助錠を取り付けましょう。

・家の周辺の見通しを確保し、センサーライトを設置するなど、家の周りを明るくしましょう。

・留守をさとられないようにし、貴重品は分散して保管しましょう。

自動車関連窃盗および自転車盗の防止

・車両から離れるときは短時間でも必ずカギをかけ、車内に荷物を置かないようにしましょう。

・駐車場を利用する場合に、しっかりと管理された、明るく見通しのよい駐車場所を選ぶようにしましょう。

・イモビライザーや警報機などの盗難防止装置を取り付けましょう。

・自転車は、防犯性の高い錠を取り付け、ワイヤー錠等を組み合わせて「ツーロック」にしましょう。

・自転車は防犯登録を必ずしましょう。

振り込め詐欺の被害防止

・電話によるお金の要求に対しては「すぐに振り込まない」「ひとりで振り込まない」を徹底しましょう。  
・落ち着いて話を聞き、要点をメモしたらいったん電話を切り、家族や警察に相談しましょう。

・電話の近くに連絡表(相談する家族の連絡先・警察署電話番号)を貼っておきましょう。

・家族で話し合って、連絡方法を確認したり、あらかじめ合言葉を決めたりしておきましょう。

▼問合先 江南警察署生活安全課(☎56-0110)





ストップ・サ交通事故  
高めようモラル守ろうル

●春の全国交通安全運動  
4月6日(金)～15日(日)



新しい年度を迎え、真新しいランドセルを背に元気な姿で登校する子どもや新社会人になった若者のフレッシュな姿をたくさん見かける時期になります。この一方で、通学や通勤で新たな交通行動に参加することとなり、不慎れな環境の下での交通事故の発生が心配されます。

また、この時期は気候もよくなり、高齢者が朝夕の散歩などで外出する機会が増えるとともに、歓送迎会や花見のシーズンでもあり、飲酒の機会が増えることなどから、高齢者や飲酒運転による交通事故の発生も心配されます。

★重点実施項目

- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・歩行者・自転車の交通事故防止
- ・交差点事故の防止
- ・すべての座席でシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底
- ・飲酒運転の根絶

▼問合先 江南警察署交通課(☎56-0110)

●献血にご協力ください



春先は、気候の変化や花粉症等により薬を服用される人が多く、献血者が減少し血液が不足がちになります。

あなたの献血で助かる命があります。一人でも多くの皆さんのご協力をお願いします。

▼とき 4月7日(土)  
▼ところ 八剣憩いの広場  
▼受付時間 午前10時～正

午、午後1時～4時

▼問合先 岩倉市献血推進協議会(岩倉市社会福祉協議会内 ☎37-3135)

意欲的な農業者の農業活動を支援します

●岩倉市農業振興事業助成制度

農業者等の皆さんが取り組まれる農業振興事業に対する助成を行っています。

▼助成対象事業・金額 市内の認定農業者・農業活動団体等が行う別表の事業を対象とします。

なお審査会で審査のうえ助成の決定を行います。

▼事業期間 平成24年度中に実施される事業

▼申請の手続き 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、4月13日(金)までに商工農政課へ提出してください。

▼問合先 商工農政課農政グループ(☎38-5812)



| 事業区分        | 助成事業                                                                                                                   | 助成金額                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 農作物等振興事業    | ブランド野菜等の振興や地産地消の推進など、農作物の消費拡大や振興に寄与するものであること。                                                                          | 事業費の2分の1以内<br>ただし、個人5万円、団体30万円を上限とする。 |
| 農業経営等支援事業   | オペレータの育成や新規就農者の育成、農業機械の整備など、地域農業者の経営の安定に寄与するものであること。<br>ただし、オペレータとして愛知北農業協同組合の委託を受ける者又は認定農業者等の認定者若しくは認定を受けようとする者であること。 | 事業費の3分の1以内<br>ただし、100万円を上限とする。        |
| 遊休農地等活用推進事業 | 農業体験農園やふれあい農園等の整備など、遊休農地の活用に関与するものであること。                                                                               | 事業費の2分の1以内<br>ただし、1,000円/10㎡を上限とする。   |
| 都市景観農業振興事業  | 景観作物の栽培など、都市景観農業の向上に寄与するものであること。                                                                                       | 事業費の2分の1以内<br>ただし、個人5万円、団体30万円を上限とする。 |
| 交流事業        | 農業者と消費者との交流や、農業振興に資するイベントなど、農業に対する理解促進に寄与するものであること                                                                     | 事業費の3分の1以内<br>ただし、団体のみで、50万円を上限とする。   |
| その他の事業      | その他、農業振興に寄与するもので、審査会の意見等に基づき、市長が特に必要と認める事業                                                                             | 事業費の2分の1以内<br>ただし、30万円を上限とする。         |



## ●愛知県立名古屋盲学校教育相談

見えにくい、見えないことで困っているお子さんの生活や学習についてお気軽に御相談ください。相談は無料です。

▼対象 乳幼児、小学生、中学生、高校生

▼場所 愛知県立名古屋盲学校

▼相談日 乳幼児：月・水曜日、小学生：火・水曜日午後3時50分、中学生・高校生：水曜日午後1時30分

※時間は調整します。

▼申込方法 随時受け付けています。電話でお申し込みください。

▼申込・問合先 愛知県立名古屋盲学校（名古屋市中千種区北千種一丁目8番22）052-711-0009担当幼稚部・小学部主事 奥村ター飯田

## ●固定資産（土地・家屋）の価格等の縦覧

固定資産税の縦覧制度は、納税者の皆さんが他の土地や家屋の価格との比較を通じて自己の資産の価格が適正に評価されているかを判断していただくための制度です。

▼とき 4月2日（月）～5月1日（火）午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

▼ところ 税務課課税グループ

▼縦覧できる帳簿

★土地価格等縦覧帳簿（記載事項：所在・地番・現況地目・現況地積・評価額・市街化区分）

★家屋価格等縦覧帳簿（記載事項：所在・地番・家屋番号・種類・構造・現況床面積・評価額・建築年）

▼縦覧できる人 市内に所在する土地または、家屋を所有している納税義務者と同居の親族・納税管理人・納税義務者の委任を受けた代理人。

なお、土地だけを所有している人は土地の縦覧帳簿

のみ、家屋だけ所有している人は家屋の縦覧帳簿のみご覧になれます。

▼手数料 無料

▼持参していただくもの

本人であることが証明できるもの（運転免許証等）

また、代理人が縦覧される場合は、納税義務者と代理人の押印がある委任状（法人の場合は、委任状に代表

者印を押印したもの）が必要です。

※縦覧期間中、納税義務者は、無料で固定資産税課税台帳の閲覧ができます。ただし、納税通知書の発送が4月2日（月）より遅れた場合は、納税通知書発送後に限り

▼問合先 税務課課税グループ（☎38-5806）

## サラ金および悪質商法の相談料を補助します

気軽にお金を借りられることから、サラリーマン金融（サラ金）の利用に関するトラブルが起きています。トラブルが起こる前に、できる限り早く法律の専門家に相談することが大切です。

岩倉市では、愛知県弁護士会が開設している「サラ金・クレジット被害相談」（初回の相談料は無料。2回目の相談料を補助します）と「消費生活相談」に相談された場合に、相談料の5,250円を補助しています。補助を受けるには、事前に市民相談室で相談を受ける必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

●問合先 市民相談室（☎38-5822）

## 図書館ニュース

図書館 ☎37-6804  
4月は毎週月曜日がお休みです

### 新着図書のご案内

#### 一般新着図書

★ルースヴェルト・ゲーム 池井戸潤 著

★おとなごはんと一緒に作るあかちゃんごはん 離乳食編 まちとこ編

#### 児童新着図書

★ふじさんファミリー

★だまし絵でわかる脳のしくみ

※その他の新着図書については、図書館ホームページをご覧ください（ホームページから貸出中の図書の予約ができます）。

### 予約の多かった本

（1月～2月）

- ① 麒麟の翼 （東野 圭吾）
- ② プラチナデータ （東野 圭吾）
- ③ 相性 （三浦 友和）

## ★不用品データバンク★

ご家庭で眠っている不用品の有効利用と、むだのない消費生活のために不用品データバンクをご活用ください。

なお、物品のやりとりは、当事者間で話し合ってください。

登録物品(3月16日現在)

- ▶ 譲ります(有償) コンポステレオ、女性用スーツ
  - ▶ あげます(無償) ストープ、二段ベッド、学習机、ソファ・テーブル、子ども用自転車、オイルヒーター、ソファ、ベビーふとん一式、湯沸かし器
  - ▶ 求めます チャイルドシート、岩倉・岩倉北幼稚園女児制服・手提げかばん・帽子、テープレコーダー、テレビ、岩倉南小学校体操服、ベビー用安全柵、ベビールーム、スキー用品一式、スノーボード用品一式、テニスラケット、岩倉中学校女子制服等、子ども用自転車、電子ピアノ
- 岩倉市ホームページ(アドレス裏表紙参照)でも確認できます。
- ▶ 問合先 商工農政課商工観光グループ(☎38-5812)

## ●多重債務者相談

NPO法人「クレサラあしたの会」による多重債務者のための生活再建相談所を開設しています。

▼とき 毎月第3木曜日 午後1時から4時まで(4月19日、5月17日、6月21日)。

▼ところ 市役所1階相談室

▼相談員 NPO法人「クレサラあしたの会」の司法書士、ボランティアスタッフ

## ▼主な相談内容

クレジットサラ金返済問題解決、借入に頼った生活の見直し、借入金の法的整理後の生活再建支援、ヤミ金など

※相談の際には契約書等の借入のわかる書類をお持ちください。相談による家族、個人の秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

※相談料は無料です。

※予約優先で行っています。

▼予約・問合先 クレサラあしたの会(☎080-3289-7704)

お気軽にご相談ください

## 市民相談

市民相談室(☎38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。

なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

### ■一般・消費生活相談

▶とき 月～金曜日(祝日、振替休日を除く)

午前9時～午後4時

### ■消費生活専門相談

第1～4火曜日 午後1時～4時

### ■母子・寡婦就業相談

4月6日(金) 午前10時～午後3時30分

### ■法律相談(予約制…定員各6人)

4月10日(火)、25日(水)

午後1時～4時

※毎月1日(土・日曜日、祝日、振替休日は順延) 午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

### ■登記相談

4月11日(水) 午後1時～4時

### ■不動産相談

4月12日(木) 午後1時～4時

### ■人権相談

4月13日(金) 午後1時～4時

### ■行政相談

4月13日(金) 午後1時～4時

### ■総合福祉相談

4月20日(金) 午後1時～4時

★身体障害者相談

★戦没者遺族相談

### ■知的障害者相談

4月26日(木) 午後1時～4時

## ●心の相談電話 ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でくよくよしていても何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)



# Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー

## Você conhece as 「 indicações de distinção – shikibetsu hyoji 」 ?

### ご存知ですか? 「識別表示」

Você conhece as marcas abaixo? Estas marcas foram colocadas baseadas na Lei de Reciclagem das Embalagens e Recipientes com o intuito de agilizar a separação das embalagens e recipientes facilitando a reciclagem. Compreendendo estas marcas corretamente, solicitamos a colaboração colocando estes recursos de maneira correta para coleta.

| Marca                                                                               | Explicação                                                                                                                                                             | Modo de separação da Cidade de Iwakura                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | Recursos de embalagens e recipientes plásticos. (também conhecido como puramaaku  ) | Colocar para coleta às quartas-feiras (região sul da cidade) , às sextas-feiras (região norte da cidade) no saco(azul) determinado pela prefeitura no local designado mais próximo de sua região até as 08:30hrs da manhã do dia de recolhimento.<br>※Produtos plásticos como balde, escova de dentes, brinquedos e etc não são considerados Artigos de embalagens plásticas recicláveis. Produtos plásticos são considerados lixo Não Queimável<br>Garrafas pet colocar para coleta no posto ou local designado de Lixo Reciclável. |
|  | Garrafas Pet ( Garrafas de bebidas que contém produtos alimentar como refrigerante, bebidas alcoólicas, sakê, shoyu, etc).                                             | Colocar para coleta 1 vez ao mês no dia do Lixo Reciclável ( também recomendamos o uso dos postos de recolhimentos de supermercados, lojas, etc).                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|  | Lata de aço ( refrigerantes, bebidas alcoólicas, etc).                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|  | Lata de alumínio ( refrigerantes, bebidas alcólicas, etc).                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|  | Recipientes e embalagens de papel ( caixas vazias de biscoito, lenço de papel, etc)                                                                                    | Colocar para coleta 2 vezes ao mês ( no dia do Lixo Reciclável e no dia do Papel velho e Roupas usadas).                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

## Não coloque nas ruas vasos de plantações em gerais

### 道路に植木鉢やプランターなどを置かないでください

Vaso de plantação é importante para o meio ambiente, e deixa fileiras de casas e lojas agradáveis.

Mas colocadas nas ruas (incluindo calçadas) se torna obstáculo, impedindo a passagem do trânsito.

Pedimos que não coloquem vasos de plantações na ruas, porque o pedestre pode tropeçar, e também provocar acidentes de automóveis.

## Dia da coleta do lixo reciclável

### 分別収集の日

03/04(ter)・Yatsurugi Cho・Inoue Cho・Kamino Cho・Ishibotoke Cho

06/04(sex)・Sono Cho・Inari Cho・Taisanji Cho・Taisanjimoto Machi・Taisanjihon Machi・Gojo Cho・Daichiba Cho

10/04(ter)・Daichi Cho・Daichishin Machi・Chuo Cho・Minamishin Machi・Kawai Cho・Kitajima Cho・Noyori Cho

13/04(sex) ・Higashishin Machi (Iwakuradanchi)

## Dia da coleta de papel velho e roupa usada

### 古紙と古着の日

03/04 (ter)・Nakahon Machi・Higashi Machi・Nakano Cho・Suzui Cho

06/04(sex)・Shimohon Machi・Showa Cho・Asahi Machi・Sakae Machi 2 Chome・Shinyanagi Cho・Shinyanagi Cho1ku

10/04(ter)・Saichi Cho・Hon Machi・Miyamae Cho・Sakae Machi1chome

14/04 (sab)Higashishin Machi (Iwakuradanchi)

## ●Informações (☎38-5807)

Disponível intérprete em português

# 狂犬病予防注射を受けましょう

狂犬病は、咬傷などから侵入したウイルスにより神経が侵される病気で、発症すればほぼ100%死に至る恐ろしい病気で、現代の医学をもってしても有効な治療法はありません。日本では昭和32年以降国内で狂犬病にかかった犬の発生を見ていませんが、平成18年には2人がフィリピンで咬まれ、国内で発症し、死亡しています。

また世界保健機構によると、外国では年間約55,000人が狂犬病で死亡していると報告されています。海外との交流が容易になった昨今、日本国内で狂犬病が発生する危険性は十分に考えられます。

さて、この恐ろしい狂犬病ですが、有効な治療法は現在のところ確立されていません。ですから、感染しないようにするためには犬にワクチンを接種させ、免疫をつけさせるしかありません。日本では、狂犬病予防法により飼い犬に狂犬病予防注射をすることが義務付けられています。生後90日を過ぎたら必ず犬の登録と狂犬病予防注射をしてください。また、狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けてください。

岩倉市では下の表のとおり狂犬病予防集合注射を行います。ときとところを確認のうえ、最寄りの会場にお越しください。狂犬病予防注射のお知らせはがきが、登録されている飼養者あてに送付されますので、注射会場に必ず持参してください。記載内容に誤記、変更等がありましたら、内容を訂正して持参してください。問診票は飼養者の人が必ず記入してください。

注射料金は1頭3,300円です。(内訳 狂犬病予防注射料金2,750円、狂犬病予防注射済票交付料550円)登録されていない犬は別途犬の登録手数料3,000円が必要です。おつりのいらないようにお願いします。



| とき           | ところ        | 時間           |
|--------------|------------|--------------|
| 4月9日<br>月曜日  | 石仏会館       | 午後 1:00～1:20 |
|              | 八剣会館       | 午後 1:40～2:00 |
|              | 東町会館       | 午後 2:20～2:40 |
| 4月10日<br>火曜日 | 大矢公園       | 午後 1:00～1:15 |
|              | 大上市場会館     | 午後 1:35～2:00 |
|              | 西市町新しいづみ公園 | 午後 2:25～2:40 |
| 4月11日<br>水曜日 | 大山寺町生田明神社  | 午後 1:00～1:20 |
|              | 曾野町公会堂     | 午後 1:40～2:00 |
|              | 大市場町公会堂    | 午後 2:20～2:40 |
| 4月12日<br>木曜日 | 北島町公会堂     | 午後 1:00～1:30 |
|              | 野寄町公会堂     | 午後 1:50～2:05 |
|              | 川井町白山社     | 午後 2:25～2:45 |
| 4月13日<br>金曜日 | 大地町坂折社     | 午後 1:00～1:30 |
|              | 稲荷町稲荷社     | 午後 1:50～2:10 |
|              | 下本町神明生田神社  | 午後 2:30～2:55 |
| 4月27日<br>金曜日 | 八剣会館       | 午後 1:00～1:20 |
|              | 稲荷町稲荷社     | 午後 1:40～1:55 |
|              | 下本町神明生田神社  | 午後 2:15～2:30 |

また、事故防止のため、会場へは飼い犬を制御できる人がお連れください。犬のふんは飼養者の責任でもって始末するようにしてください。

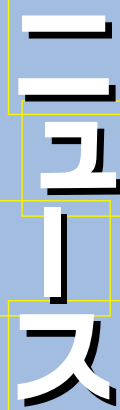
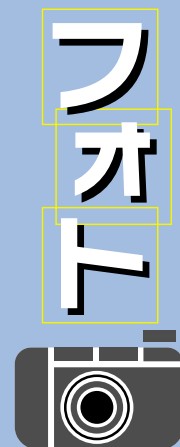
個別に動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、狂犬病予防注射済票の交付が受けられないことがあります。

その場合は、獣医師発行の狂犬病予防注射済証明書をお持ちになり、環境保全課へお越しください(狂犬病予防注射済票交付料550円が必要です)。また、犬が病気や高齢などの理由で予防注射が受けられないときは、獣医師発行の「狂犬病予防注射猶予証明書」を環境保全課へご提出ください。

登録後、犬が死亡した場合や、犬の所在地・飼養者など登録事項に変更があった場合は、手続きが必要になりますので、環境保全課までお越しください。

●問合先 環境保全課環境グループ(☎38-5808)

※状況によって予定より遅れる場合があります。



## 五 クリーンアップ五条川2012 条川を美しく

3月10日(土)、岩倉のシンボルである五条川流域でクリーンアップ五条川(河川清掃)が行われました。

これは、桜のシーズンを前に、市民共通の財産である五条川をきれいにしようと岩倉の水辺を守る会が呼びかけて行われており、今年で27回目となります。

市民だけでなく、各種ボランティア団体などから、総勢約750人が参加しました。川に沈んでいる缶や枯れてしまった桜の枝、増水した際に桜に絡まったごみなど合計で約3.5トン拾うことができました。

清掃が終わったあとは、五目御飯と豚汁が振る舞われ、疲れて冷えた体を温めていました。

## L 第22回岩倉市ダンス&体操発表会 Let's Dancing!



3月11日(日)、第22回岩倉市ダンス&体操発表会が総合体育文化センターで行われ、14団体292人が参加しました。

この発表会は、日ごろ各グループで練習しているダンスや体操の成果を発表する為に毎年行われています。社交ダンスやフラダンスでは、いきいきとした踊りを披露したり、太極拳では、はりつめた空気で発表しました。健康づくりや仲間づくりなど、踊りを通じて得られるものが多いことを感じられる発表会となりました。



## 異

第40回民族音楽レクチャーコンサート  
異国情緒に包まれて

3月11日(日)、生涯学習センターで第40回民族音楽レクチャーコンサートが行われ、41人の市民が訪れました。

今回は、ピアノの原型といわれるインドの民族楽器「サントウル」を取り上げ、講師の小室真理さんが楽器の解説と演奏を交えながらその魅力について話していただきました。

サントウルの幾重もの弦が響かせる美しくやわらかい音楽に聴き入るだけでなく実際に触れるなど、異国情緒を体中で感じました。

広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。 ●申込先 秘書課広報広聴グループ(☎38-5802)まで



# 4月のカレンダー

|    |   |                                                                                                         |
|----|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 日 | ⊕ 休日急病診療(中川 浩 ようてい中央クリニック)<br>日曜市役所(証明発行業務)開設(8:30~12:00)                                               |
| 2  | 月 | ★乳幼児健康相談 ★プレママ教室                                                                                        |
| 3  | 火 | ★1歳6カ月児健康診査<br>分別収集/八剣町・井上町・神野町・石仏町<br>古紙と古着の日/中本町・東町・中野町・鈴井町                                           |
| 4  | 水 | ★健康チェックの日<br>野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道                                                                           |
| 5  | 木 | ★母子健康手帳の交付 ★ポリオ                                                                                         |
| 6  | 金 | ★2歳6カ月児親子歯科健康診査<br>分別収集/曾野町・稲荷町・大山寺町・大山寺<br>元町・大山寺本町・五条町・大市場町<br>古紙と古着の日/下本町・昭和町・旭町・栄町二<br>丁目・新柳町・新柳町一区 |
| 7  | 土 | 野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道                                                                                        |
| 8  | 日 | ⊕ 休日急病診療(加藤 芳幸 かみのクリニック)<br>※市役所市民スペースはお休みです                                                            |
| 9  | 月 | ★プレママと新米ママ教室                                                                                            |
| 10 | 火 | ★すくすく育児教室 ★4カ月児健康診査・BCG<br>分別収集/大地町・大地新町・中央町・南新町・<br>川井町・北島町・野寄町<br>古紙と古着の日/西市町・本町・宮前町・栄町一丁目            |
| 11 | 水 | ★ポリオ<br>野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道                                                                                |
| 12 | 木 | ★母子健康手帳の交付 ★ポリオ                                                                                         |
| 13 | 金 | ★2歳児歯科健康診査<br>分別収集/東新町(岩倉団地)                                                                            |
| 14 | 土 | 野菜の広場/岩倉駅東西地下連絡道<br>古紙と古着の日/東新町(岩倉団地)                                                                   |
| 15 | 日 | ⊕ 休日急病診療(伊藤 義巳 いたうクリニック)<br>日曜市役所(証明発行業務)開設(8:30~12:00)<br>日曜資源回収ステーション(清掃事務所9:00~12:00)                |

★印は、保健センターで行います。休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。

広報いわくら音声版(CD)を用意しています。どなたでもお聴きになれますのでご利用ください。

●問合先 秘書課広報広聴グループ(☎38-5802)

岩倉市の人口/48,172人(-32人)  
男性/23,951人(-15人)  
女性/24,221人(-17人)  
世帯数/20,611世帯(+6世帯)  
(3月1日現在、( )内は前月1日現在との比較)

●毎月2回 1日・15日発行  
●岩倉市ホームページアドレス  
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>  
●岩倉市Eメールアドレス(代表)  
[koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp](mailto:koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp)  
●編集/総務部秘書課広報広聴グループ  
●発行/岩倉市役所  
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地  
☎0587-66-1111(代表) FAX 0587-66-6100



この印刷は環境にやさしい  
植物油インキを使用しています。

## 電話番号案内

- 戸籍・住民票・印鑑登録・国民健康保険・後期高齢者医療 等  
市民窓口課(☎0587-38-5807)
- ごみの収集・処理、犬・猫などペットの死体処理、公害、環境保全 等  
環境保全課(☎0587-38-5808)
- 保育園、児童福祉、子ども手当 等  
児童家庭課(☎0587-38-5810)

### 救急医療情報センター

☎0586-72-1133

### ⊕ 休日急病診療所(日曜日・祝日)

☎0587-66-4708

受付 9:00~11:30

13:00~16:30

### ⊕ 小児救急外来

江南厚生病院内(こども救急診療室)

☎0587-51-3333

○日曜日・祝日・第2・4・5土曜日

受付 8:30~16:30

○第1・3土曜日

受付 12:20~16:30

### 愛知県小児救急電話相談

☎#8000

☎052-962-9900

○土・日曜日・祝日・年末年始

受付 19:00~23:00

### 消防テレホンサービス

☎0587-38-3119



## いわくら公園ガイド



### ③1 中野児童遊園

中野児童遊園は、中野会館の隣に位置しています。

ぶらんこに鉄棒、滑り台といった定番の遊具が設置されており、子どもたちが多く遊んだり、お年寄りがゲートボールをしたり、幅広い年齢層の人に利用されています。